

○「障がい」の表記について

法律名、団体名等固有の名称を除き「障害」は「障がい」と、「害」を「がい」とひらがな表記します。

(例) 障がい者福祉センター、身体障がい者福祉センター など

○委員名の表記について

障がい当事者あるいはそのご家族である委員のプライバシーの保護の観点から、また、委員は団体等を代表としてご参加いただいていることから、発言者の名称には、団体名等を掲載します。

1. 開催日時 令和4年11月17日(木) 14:00~16:00

2. 開催方法 東野パティオ 地域福祉センター 会議室3・4 (オンラインと併用)

3. 出席団体名

和洋女子大学(会長)、千葉商科大学、浦安市視覚障害者の会トパーズクラブ

浦安市聴覚障害者協会、浦安手をつなぐ親の会、社会福祉法人サンワーク

社会福祉法人パーソナル・アシスタンスとも、社会福祉法人佑啓会、社会福祉法人千楽

NPO法人ワーカーズコープ、株式会社徳正、株式会社オリエンタルランド、浦安市社会福祉協議会

千葉県立市川特別支援学校、こども発達センター、教育研究センター

4. 議題

(1) 部会活動報告について

(2) 浦安市障がい者福祉計画策定に係る基礎調査について

(3) 第八次千葉県障害者計画策定に係る意見聴取について

(4) 障がい者週間における啓発事業について

(5) その他

5. 資料

議題(1) 資料1 部会活動報告

議題(2) 資料1 障がい者団体ヒアリング調査について

議題(2) 資料2 障がい者団体ヒアリング結果・課題整理

議題(3) 資料1 第八次千葉県障害者計画策定に係る意見聴取について(依頼)

議題(3) 資料2 第八次千葉県障害者計画策定に係る意見聴取調査票

議題(3) 資料3 第七次千葉県障害者計画(概要版)

議題(3) 資料4 第七次千葉県障害者計画 数値目標 達成状況管理表

議題(4) 資料1 障がい者週間における啓発事業について

当日資料1 パティオショップ報告書



## 6. 議事

事務局：時間になりましたので、始めさせていただきます。

議事に入る前に、会議の進め方について確認させていただきます。

自立支援協議会及び部会は、会議を公開し、議事録もホームページで公開いたします。特に個人情報に係る発言等につきましては、充分なご配慮をお願いします。

なお、議事録には発言者が所属する団体名を記載いたします。

また、ご発言の際にお願いしたいことがございます。

当協議会におきましては、聴覚障がいのある方、視覚障がいのある方が委員として参加されております。ご発言の際は、ゆっくりお話しくださるよう、お願いいたします。進行が速いようでしたら、恐れ入りますが、手話通訳の方よりお知らせください。

Zoomでご参加の方は、ご発言の際には、カメラに向かって挙手または、画面下のチャット機能等をご利用いただき、発言をする旨をお知らせください。会長の「〇〇委員お願いします」の発言のあとに団体名と氏名を述べていただき、その後、発言をお願いします。委員の方や事務局に発言を求める場合は、「〇〇委員にお聞きします」、「事務局にお聞きします」など、発言を求める相手方をお伝えください。なお、発言者以外の方は、原則、マイクをミュートにしてください。

本日、お天気が良く暖かいのですが、会場の空調が暖房しか設定できないため、窓を開けている状態です。暑い、寒い、何かありましたら事務局までお申し付けください。

それでは、今後の進行につきましては、会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

会長：ありがとうございます。午前中は基幹相談支援センターの連携会議もありまして、連続となっている方もいらっしゃると思いますが、よろしくお願いします。

それでは、議事進行をつとめさせていただきます。

本日の議題は4件です。

まずは、議題1 部会活動報告についてです。

報告については、何についてどのような議論があったのか、その結果、どのような結論に至ったのか、継続審議で単なる報告なのか、意見が聞きたいのか、ということ意識して報告していただきたいと思っております。

最初に、地域生活支援部会について、ご報告をお願いします。

社会福祉法人佑啓会：地域生活支援部会、10月7日に行われました。議題1、第1回地域生活支援部会の振り返りと第2回自立支援協議会について報告、説明をしました。

以前から課題になっていた、地域でのグループホーム等の災害時の訓練はどのようになっているか、好事例を示していただきたいということで、事務局で調べたのですが、自治体が主催する訓練の事例はありませんでしたが、マンションの中に入っているグループホームで、マンション組合の訓練に参加した事例があったため、報告していただいています。

自治会が主催する防災訓練にグループホームが参加しない理由については、障がいの特性上、人が集

まるところに出ていけないとか、様々な理由があるということでしたが、部会の参加者でグループホームを運営している事業所からは、自主的に、自助の部分で訓練を実施しているとのことでした。地域というものの考え方、自治体というものの考え方、ひとくくりに地域での災害対策といっても、形が違えばやり方も違うということで、今後も良い事例が出てくるといいですねということで終了しています。

続いて議題2、暮らしに関わる実態把握について。これも以前から続いているアンケート調査をすでに一部実施しておりまして、集計に入っております。このときにはまだ実施していなかったグループホームを運営する事業所へのアンケートを今後実施するというので、素案を部会で確認しております。委員からは、グループホーム入居に至らなかったケースという設問があるが、選択肢として区分が合わなかったからということもあるのではないかと、そういった実態も明らかにしてほしいという意見があり、追加しています。一概にグループホーム、区分2、3以上は難しいですといわれる実態があるのではないかとということについて、ただ単に区分で切られると困るよねという話もあると思います。こちらは継続で進めて参りたいと思います。

議題3、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムについて。市川・浦安圏域での話になると思うのですが、この圏域で社会福祉法人サンワークが取り組んでいるということで、特に市川圏域での取り組みについて、同法人の石原様にオブザーバーとして出席していただいて、いわゆる「にも包括」について、部会でざっくりとしかイメージを持っていなかったところを、事例などを交えてご説明いただき、形として共有できた段階に入ったと思います。継続して、今後も実践すべきところは実践するという話になっています。

その話をもとに、以降は非公開の議事として、事例を挙げていただき、個別のケースを話し合いました。事例が、グループホームでのアルコール依存症の方の継続した生活の方法などについて。アルコール依存症の方なのですが、次にお酒を飲んだらグループホームを退去になるということが、グループホーム側の対応として正しいのかどうか、アルコール依存症は専門性が高いとハードルが高く感じてしまっているのか、そのあたりを専門的にサポートできる機関や人が地域にあるかどうかでもだいぶ違ってくるのではないかと、様々な意見が出て終了となっております。

以上です。

会長：ありがとうございました。

ただいまの説明について、ご意見ご質問ございましたらお願いします。

特にございませんか。

幹事会の中でもいろいろな意見を出したところですが、グループホームでのお断りをする事例、もう少し細かく見て、どうやったら断られないようにできるのか。精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関しても、イメージがつかない、具体的に何をやって行けばいいのかみたいなのもあるのだらうと思いますが、高齢になってきているという部分もあると、65歳問題にも関わってきますし。

アルコール依存症に関しては、精神障がいの分野でも難しいと私も思っておりますが、支援者側が、

単なるお酒好きの方ではなくて、病気なんだ、障がいなんだという意識を持って、専門的な関わりを学んでいく姿勢も重要だと思いました。

ありがとうございました。引き続きよろしく申し上げます。

続いて、権利擁護部会、ご報告申し上げます。

社会福祉法人パーソナル・アシスタンスとも：9月25日、第2回権利擁護部会開催しております。議題1は第1回権利擁護部会の振り返りと第2回自立支援協議会の議論の内容について、委員の皆さんに報告、説明しました。これについては特に質問や意見はなく、審議終了となっています。

議題2ですが、現在、権利擁護部会で取り組んでおります、浦安市における「8050問題」実態把握調査のアンケートの発送が終わって、中間地点での第2回権利擁護部会でしたので、事務局から個票の回収状況の報告がありました。まだ詳細な集計ができていない状況ではなく、何枚ぐらいアンケートの回答結果が寄せられているかという枚数ベースでの報告となっています。また、調査票の変更点について委員の皆さんに説明しました。これについても特に質疑や意見はなく、8050問題実態把握調査、進行中ですので継続審議ということで終わっております。

議題3、浦安市における「8050問題」実態把握調査活用方法について、グループワークを開催しております。第3回権利擁護部会で本調査の集計結果及び分析結果を共有して、その後、活用方法を議論しようということで、3グループに分かれてワークを行っております。

各グループから出た意見ですが、軸は三つありまして、一つは名前の如く実態把握。どういう世帯がどの地域にどのような課題を持って存在しているのかという実態把握。実態把握をした結果、議題1資料の主な意見の上から2番目の、今回の調査結果により、今まで対応方法がわからなかった方の情報が蓄積でき、今後の支援に活かせるのではないかという話が出ています。実際困っている方達の情報が集まるわけですから、実際の相談援助、ケースワークを通して、具体的な個別の事例をもとに、支援フレームも作り上げていくことができるのではないかという意見が出ています。浦安の特徴、地域診断にも活用していけるのではないかという話が出ています。

委員の皆さんの、第2回権利擁護部会の段階での感覚値ではありますが、主な意見として出たように、ひきこもり問題。集まった個票を見ていると、子世代にひきこもりの過去があるケースが顕在化してきていました。ひきこもり問題の根本には、幼少期の経験、親子の関係、学校での経験で何かしらの傷つき体験があることが多いため、教育分野と協力して対応していくことを考えていかねばならないのではないか、という意見が出ています。また、8050問題は障がい領域だけの問題でもなく、高齢領域だけの問題でもないので、浦安市の福祉の全体の問題として、この調査の結果を自立支援協議会、部会及び他部署にも知っていただいて、普及啓発に取り組む必要があるのではないかという意見も出ています。

アンケートの結果で浮かび上がっている世帯はまだいいのですが、どこにも引っかかっていない、問題が表出していない世帯もきっとあることを考え、この調査結果をどう支援に活かしていくかは重要な課題であり、他人ごとの問題ではなく、自分事としてとらえていくための普及啓発活動を具体的に考えていくことが必要ではないかなど、様々な意見が出まして、継続審議で次回の部会につなげていくこと

になっています。自立支援協議会には逐次結果を報告して、意見、助言をいただきながら、いいものにしていこうと思っています。

以上です。

会長：ありがとうございました。

ただいまの説明について、ご質問やご意見はありますか。

浦安市視覚障害者の会トパーズクラブ、お願いします。

浦安市視覚障害者の会トパーズクラブ：連携という問題で、教育、学校との連携が非常に重要だけれども、それがうまくいかないということが出ていましたので、言葉だけではなくて、教育庁、教育委員会、その他にもっと関心を持ってもらわないといけないんじゃないかと感じます。

以上です。

会長：ありがとうございます。教育と福祉の連携というのは、前から叫ばれながらも、というところではあって、どうしても学校という閉じられた環境の中で、社会とどう連携をとっていかか、これまでは難しい部分もあったと思うのですが、学校の方もコミュニティスクール構想とあって、社会との連携の中で、学校もあるんだという意識が浸透してきていると感じます。今後、ますます連携を強くして、こういった問題にも一緒に向き合っていくことができたらいいと思っています。よろしくお願いします。

他にございますか。

8050問題については、各地区、特に都市部が多いと思うのですが、問題になっております。必ず問題になるだろうと思われていたことでもありますが、ようやく実態把握が始まり、先ほど打ち合わせもしたのですが、言ってもいいでしょうか。40ケースぐらいが実世帯数であるのではないかということが、浮き彫りになってきました。ただ、ケースについてはまだ地域包括支援センターが把握しているケースであり、どこの誰かまではまだつまびらかになってないし、これから介入が始まっていくということにもないのですが、まずは把握、どんなケースがあるのか分析していくところが、40ケース把握できたというのはとてもいいことだと思っています。権利擁護部会のリーダーたちとは、20分～30分だけでもかなり深い話ができて、それはそれでとても勉強になりました。おそらくこの40ケースにとどまらず、その倍ぐらいは軽くあるだろうとは思っておりますが、まずはこの40ケースを分析していく中で、対応、方策等出していけるといいのではないかと期待をしております。どうぞよろしくお願いします。

教育研究センター、お願いします。

教育研究センター：浦安市視覚障害者の会トパーズクラブから、学校とのかかわりについてご意見いただきまして、ありがとうございます。

私も常々、皆様と同じように、教育の立場にいながら福祉との連携は大切だと思って、思っているけれども現状としてしっかりとした形には出来ないところが悲しいというか、どうしていいかわからないか考えているところです。先ほど出ていたひきこもりの問題も、小中学校の時の不登校とか、登校しづり傾向から引き続きの課題となってしまっているケースもあるのではないかと思いますので、お話がありました実態把握調査の結果を共有させていただいて、一緒に考えられるところがありましたら入れてい

ただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

また今日の内容も、教育委員会の中で共有させていただきたいと思います。

よろしくお願いします。

会長：ありがとうございます。

その他ございますか。

続いて就労支援部会について、ご報告をお願いします。

NPO法人ワーカーズコープ：令和4年11月7日に開催しております。議題は全部で5件。議題1が令和4年度第2回自立支援協議会の協議内容についての報告を行いました。議題2は令和4年度第1回就労支援部会の振り返りについてとなっております。

第1回就労支援部会では、重度障がいという言葉に、それぞれがイメージを持っているということが出て、具体的にイメージを共有することが重要ではないかという意見が出ております。また、それぞれの障がいに応じた働き方を議論、共有することが重要だという意見もいただいています。

議題3障がいの者の就職について、議論しております。市川公共職業安定所、ハローワークで圏域の現状について、ご用意いただいた資料を参考にしながら状況を共有するとともに、特別支援学校の卒業生の現状についても報告をいただき、その中で、浦安の圏域がどういった就労の状態になっているのか委員で共有し、今後どうしていこうかという材料にさせていただきました。

議題4障がい者及び企業に行うアンケートについて。昨年度も、現状について皆さんと話をしてきたのですが、まだ肌感覚で、実際の状況が果たして一致する部分があるのかどうかを含めて、客観的なエビデンス、材料になるものを、アンケート調査を実施して考えていくということで、進めていくことになっております。

アンケート調査を行うことについて、お仕事をしている時はその中でマッチングのミスマッチが起きているのではないかと、一般企業がどういった人物像を求めているのか、また障がいがある方に対してどのような配慮ができるのかを、具体的に企業と、実際に働いている方に伺います。客観的なデータを取ることで、実態把握をするとともに、現状について、ミスマッチが起きている場合に、どうしていけばいいのかということも今後議論して、よりミスマッチがなく、雇う側も働く側も両方が安心して働ける環境作りをどうしていくのかを考えていこうというものです。アンケートについては叩き台を出して進めていくというところで、今回出た結果については次回以降の部会で話をし、議論を深めていければと考えております。

最後に5その他では、パティオショップの報告とか、障がいの者の雇用企業説明会を今週実施しているのですが、1回目、2回目の開催について説明しております。

就労支援部会については以上です。

会長：ありがとうございました。すみません、ご質問に行く前に、私がこども部会を飛ばしていて、大変申し訳ございませんでした。

順番は前後しますが、就労支援部会から議論させていただければと思います。

ご説明ありがとうございました。ご意見、ご質問ございましたらお願いします。

一般企業に対して今回アンケートをするということで、とても画期的な取り組みかなと思っております。このように各部会で実態把握に努めようと様々な調査が独自に動いて、それをまた本会の方で報告して、課題に正面から向き合って、明らかにしていこうという各部会のリーダー、サブリーダーの方々のご努力に本当に感謝したいと思っております。

アンケートについても期待をしておりますので、よろしくをお願いします。

よろしいでしょうか。

それでは、こども部会、ご報告をお願いします。

教育研究センター：第2回こども部会は11月1日火曜日に開催しました。議題1は第2回自立支援協議会の報告と第1回こども部会の振り返りということで、事務局より第2回自立支援協議会の報告をして、私の方から第1回こども部会の振り返りを行いました。質疑は特にありません。こちらについては審議終了となりました。

議題2はサポートファイルうらやす利用状況WEBアンケート中間報告で、アンケート調査の報告を行いました。こちらについては質疑等は特になく、今月がアンケートの締め切りとなっておりますので、次回こちらの結果等について皆様に報告できればと考えております。こちらも審議終了です。

議題3は非公開で行われたグループワークです。テーマは、発達に心配のあるこどもやその家族への支援についてということで、昨年度令和3年度、今年度令和4年度の2年計画でこのテーマについて就学前の乳幼児期、小中学校、高校生など中学校卒業後というライフステージごとに、各支援機関での実際の支援事例や支援できることを情報共有し、不足している資源、支援がないか、またその内容を洗い出したり、現状と課題の把握について話し合ってきました。それぞれの主な意見については資料にあります内容となっております。最初に乳幼児期の場面では、保護者の方が気軽に立ち寄れる、事業所を紹介するブースがあると良いのではないか、相談の場所があるというような情報提供や周知についての意見がありました。

また、子育てケアプランや子育てハンドブックで様々な相談機関が載っているのですが、発達に関して気軽に相談できる場所に行きつくまでに時間がかかる。これまでの過去の相談支援部会の中でも、サポートファイルを子育てケアプランと統合できないかななどの意見が出ていたということで、もう一度考えていくと良いのではないかと意見もありました。また、当事者団体の方からは障がいを受容するまでに時間がかかる場合は、忘れないで見守っていてほしい。広報などでそういった家庭にも情報が届くように、支援の輪が普通に皆と同じ社会にあるということを伝えてほしいという話をいただきました。こども発達センターからは、昨年から市内の児童発達支援事業所の連絡協議会を立ち上げて、事業所の相互理解を進めているということで、ゆくゆくは各事業所のサービス内容、特色など利用者が見やすいような一覧表が作成できたらいいと考えているという話もいただきました。

また、保育園や幼稚園の先生方に対して、研修会は実施しているのですが、研修に参加したところで情報が止まってしまっているのではないかとということで、個々の先生方に対してもきちんと情報が届く



ような仕組みを、きちんと考えていけたら良いのではないかという話もいただきました。また、保護者が見て、支援機関などへの繋がり方がわかるような、可視化されたものがあると、一步踏み出せたり、情報の選択が出来るのではないかという話もありました。これについては小中学校期また高校生などの場所でも、可視化された支援機関の繋がりが分かる資料、そういうものがあると良いと言うお話がありましたので、これからは事業者の皆様を含め、どういうネットワークができたらいのか考えていくことにもつながっていくと思いました。

小中学校期では、先ほどひきこもりの話もありましたが、学校に通えないお子さんは、本来学校で預かっている時間帯にどこで誰が関わっているのか、そのことについて保護者と一緒にその子を支える体制を、上手にいかない場合もあると思うけれども、民間の支援機関があることを学校が保護者の方に教えてもらっているような状況になっているので、今後も学校の方でも支援機関をしっかり把握していくということが大切ではないかというような話もありました。

また、保護者同士のつながりの機会が大切になっていくだろうということで、そういう場を作っていくことも大切ですよという話がありました。

また、それぞれの分野に様々な制度があり、それを全て把握することが難しいので、先ほど来話にある、制度を知っている人を知っていると、どのようなところでネットワークづくりの場があるのか、そういうことがこども部会の中で共有されていけたら良いのではないかという話がありました。

全体を通してキーワードとなっていたことは、情報の提供、それから周知、共有また連携、つながりということかなと考えます。支援の輪のネットワークづくりが重要だと思いますので、今後もこども部会が果たす役割は大きいのではないかと考えています。また、子ども達が大人になったとき、どのような生活をしていくのかというようなキャリア形成のイメージを持って、安心して成長できる環境づくりというものを考えていくこと、その中でこども部会に参加して下さっている皆様の役割を重要だと考えています。このようなところで今年度のテーマについての審議は今年度で終了させていただけたらと考えています。本日こちらの協議会に報告しておきたいと思えます。来年度令和5年度から新たな課題について考えていけたらと思っているところです。

以上です。

会長：ありがとうございます。

ただいまの説明ついて、ご意見ご質問ございましたらお願いします。

社会福祉法人パーソナル・アシスタンスとも、おねがいします。

社会福祉法人パーソナル・アシスタンスとも：報告いただきましたことはすべてその通りで、それを実現していきたいと思えながらご報告聞いていました。

午前中の基幹相談支援センターが主催した連携会議でもあったように、ライフステージごとにモデルケースを通して、連携を具体的に、一人の子どもの育ちというところから見ていけると、少し広がっていくのかなというような思いもあります。

非常にいろいろな分野の方がお集まりになって議論をすると、一人の子どもの発達支援がより深まっ

ていくであろうし、皆思いは同じだけど、なぜか形にならないという、もどかしさも消えていくのかなと思いましたが、福祉側は教育サイドの実情だったり、考え方や文化を知る。教育サイドの方は福祉側の考え方や文化を知りながら、お互いの想いは一つで目標も一つなので、何か具体的な取り組みに発展していければいいかなと思っています。引き続き一緒に取り組んでいきたいと思いました。

以上です。

会長：ありがとうございます。

その他ございますでしょうか。

子どものサポートって、保育所、幼稚園の小学校、中学校、高校と短いスパンで行く場所が変わったり、そもそも子ども自体が成長発達して行って去年のあの子と違うというような状況の中で、その時その時のネットワークはどんどん変わっていく。コロコロ入れ変わったりすることもあるということで、本当に短いスパンの中でコーディネートしてかなきゃいけないことの大変さが、大人とはまた違った苦労があるんだろうとっております。保護者の方も、関係機関が多くなればなるほどを伝えなきゃいけない事が、何回同じことと言えばいいんですかみたいな話もある中で、このサポートファイルがあることで、説明の手間が省けるとか、情報共有がすんなり、早くいくとか、そういう保護者に対するメリットを期待されて導入された経緯があると思うのですが、どうもその辺がまだ保護者に伝わりきれていなかったり、十分に活用されていないのかと思うと、とても残念な部分もあって、本来は保護者の負担を軽減するものはずなのに、書くこと自体が保護者の負担になるみたいに思っているのだとすると、本当にもったいないというところで、サポートファイルもそうですが、どうしたら保護者の負担を軽減しつつ、適切なネットワークを紡いでいくのか、本当に大変だと思います。その一つの解決策として今、社会福祉法人パーソナル・アシスタンスともがおっしゃったように、うまくいった事例とか、うまくいかなかったけれど、こういうふうに連携すれば良かった事例、そういったものを示すことによって合点がいくというか、何を目指すべきなのかというところがより明確になってくるのかもしれないと思いました。ありがとうございます。

それでは続いてよろしいでしょうか。

先ほど就労支援部会で発言しようと思っていたのですが、重度障がい者という言葉が、皆さん抱くイメージが違うのではないかという話があったと思います。確かに、重心のような重度の知的、身体障がいをあわせ持つような方もいらっしゃれば、ALSなどで非常に重度の身体障がいはあるけれども、知的障がいは伴っていないケースとか、あるいは行動障がいという重い知的障がいと自閉症をあわせもったような。あと、重度のてんかんを持っていて、意識消失する。いろいろな重度障がいがあって、重度障がいと一言聞いても、皆さん、持つイメージが様々あるだろうということを添えたいと思います。

障がいは本当にひとくくりにできなくて、身体、知的、精神も違いますし、身体でも視覚、聴覚、肢体不自由、内部障がい、全然違うわけで。視覚障がいの中でも先天盲と中途も違うし、盲と弱視も違う。そういった中で対応も全部違って来るわけですね。それに対応する就労支援のサポートって本当に難しい、障がいのプロが就労の中にそんなにいない中で、どうサポートとしていくのか。本当に難しい問

題を抱えているだろうと思って聞いていました。大きな会社の特例子会社とかで障がい者のプロがいらっしゃるようなところであればいいのですが、そんな所はそうそうないので、重度だとさらにないと。だからジョブコーチを入れましょうとか、外の専門職を入れていくっていうことにはなると思うのですが、そこへのサポートって本当に必要だなというのは改めて感じておりました。

それでは続いて議題2に移ってよろしいですか。浦安市障がい者福祉計画策定に係る基礎調査について、事務局より説明をお願いします。

事務局：議題2資料1障がい者団体ヒアリング調査についてをご覧ください。前回は説明したところですが、障がい者福祉計画、令和6年度から8年度の計画期間とするものが、来年度から策定に入ります。それに合わせて、障がいのある方から幅広くニーズとか、ご意向をお聞きするための調査ということで、今年度についてはアンケート調査、約2000人程度のアンケートと合わせて団体のヒアリングを実施しております。

今回7月から10月の3か月をかけて、市内の障がい者団体の皆様にご協力いただきご意見をいただいたところです。団体のご意見についてはこれから説明しますが、今後、自立支援協議会であるとか各部会の方で協議を進めていく上で、こういう地域課題があるということ踏まえて、協議を進めていただきたいと思っております。

2ページをご覧ください。計画策定の体制ですが、ご意見をいただいた内容をまとめて、そこから見えてきた課題を今年度整備をしていきたいということです。来年、また各団体の皆様、事業者の皆様にご協力いただくようになるのですが、福祉・教育など各分野の関係者の皆様、学識経験者の先生方から構成される障がい者福祉計画の策定委員会を設置して、今回のヒアリングの結果であるとか、これから実施するアンケート調査の結果を踏まえて、浦安市の施策の方向性について検討していきたいと考えています。それを図式化したものが3ページ目の資料になります。今回、3か月ヒアリング調査を行わせていただいたのですが、どういった意見が出たのか、意見から見えてきた課題を、全部は説明できないのですが、かいつまんで説明できればと思います。

A3版の資料、障がい者団体ヒアリングの結果・課題整理と書いてあるものになります。10団体からご意見をいただいたものを、事務局の方で障がい者福祉計画の現行計画の施策の体系に並び替えたのが左側になります。右側については、ご意見をいただいた中で、見えてきた課題や現状も簡単にまとめたものになります。

まずは施策の方向1の理解と交流の促進の(1)相互理解の推進ですが、例えば知的とか精神障がいのある方の親の会、家族会の方からは、コロナ禍においてマスクを外してしまったり、大きな声を出してしまったり、物に触ってしまったり、大きなくしゃみをしてしまったりということで、行動面において周りの目が気になって、外出しにくい環境下にあるというお話をいただいております。あと身体障がいの視覚障がいのある方からは、先ほど会長からも話がありましたが、先天性の障がいと中途障がいの方というのは全く困り感が違う。例えば、先天性の障がいの方については点字が読めたりもするけれども、中途障がいの方がなかなかわからないっていうこともあるので、それぞれの障がいに合わせる必

要があるのではないかというご意見をいただいております。

あと、知的障がいのある方の親御さんからは幼稚園や保育園の時から、先生や児童だけじゃなくて周りの保護者から、なんでそういうことをするのっていうような、責め立てられるような気持ちになるような言葉が結構見られるということで、先生とか子どもだけでなく、保護者に対しても障がいがある方の理解を進めていただきたいというご意見をいただいております。

オストメイトの方からは、まだオストメイトについての周知啓発が進んでいないということと、外出しにくい環境下にあると。要は使えるトイレがどこにあるかわからないと不安だということと、そういうアプリとかは今あるみたいなのですが、まだ進んでいなかったりするので、マップを作っただければいいなという意見が出ております。

そういった課題を踏まえて、見た目では分かりづらい障がいの理解が不足しているのと、先天性と中途障がいをひとくりにされて見られてしまうという問題があるということ。多様性を理解した上で、市民の皆様、対応をしていく必要がないだろうかということとまとめております。

次、(2) 担い手となる市民による支援活動の推進ということで、精神障がいのある方のご家族からのご意見です。現状は困っていることは周りがどうこうではなくて、家の中でどうするかが家庭内の問題ですということで、精神障がいのある方が家族以外に支援を求められない。要は家族の中で解決しようとしているけれども、その中でどうしていいのかわからない状況があるということで、今、権利擁護部会で8050問題の実態把握を進めていますので、こういう課題を解決するための協議が引き続き必要だろうと考えています。

次は(3) 交流機会の推進になります。左側の一番上のご意見。コロナ禍において外出とか交流の機会がなくなって、発言する力もなくなってしまったという意見。あと、3ページ目の左上、もちろん障がい者が過ごせる場所は大事だけれども、そういうことばかり進み過ぎると、健常者がマジョリティである社会において、障がい者の存在が見えにくい存在になってしまうのではないかとということで、より一層分断が進むことをすごく心配していますという意見をいただいております。

こういう意見を踏まえて、コロナ禍における障がいのある方の地域活動をどう進めていくか、障がいのある方が住み慣れた地域で自身が選ぶ社会参加ができるような取り組みも必要ではないか、というところで整理をしております。

(4) 差別の解消・権利擁護等の推進です。例えば、医療的ケア児をもつ親の会の皆さんからです。令和3年度に医療的ケア児法が施行されて、本来の目的としては、医療的ケアのある児童の健やかな成長、その家族の離職防止、安心して子どもを産んで育てる社会の実現を目指して法律が施行されたわけですが、まだまだ、市役所も含め、関連部局において十分理解されていないのではないかと、周知啓発が必要ではないかというご意見が出ております。そこから見えてきた現状と課題ということで、障がいのある方への合理的配慮に関する取り組みを進めつつ、令和3年度に施行された医療的ケア児法に基づいて、市のみならず、皆でこの取り組みを進める必要があるとまとめております。

次、(5) 情報アクセシビリティ等の向上と意思疎通支援の充実になります。視覚障がいのある方か

らのご意見として、視覚障がいのある方がテレビとかラジオで情報収集しているわけですが、ご自分から能動的に情報を収集することが難しいので、諦めてきているというご意見。視覚障がいのある方に、市のご案内で、ホームページをご覧くださいという案内をされてしまうので、ホームページに入ってアクセスして情報を取りに行くことが大変だというご意見です。聴覚障がいのある方からは、スーパーのレジで、レジ袋いりますかとか、お支払いは何にしましょうと聞かれるけれども、そのコミュニケーションが取れずすごく困るということで、例えば、ローソンが全国的にレジにコミュニケーションカードを設置して、指さしてレジ袋はいるか、支払いは何にするかわかるようにした。浦安市でもこういう取り組み進めていただければというお話をいただいています。

こういう状況を踏まえて、情報メディアのバリアフリー化の推進、またICT技術の進化によって健全者は便利になった一方で、例えば障がいのある方とか高齢で障がいのある方は、ますます情報の入手が困難になる場合があり、そういう問題も含めて考える必要があるということでまとめています。

次、施策の方向2地域生活支援の充実(1)地域の相談支援体制の充実にいきます。身体障がい者相談員の話ですが、身体障害者福祉法とか知的障害者福祉法に規定される障がいの当事者の方が、障がいのある方の相談に応じて、必要な援助を行うものですが、相談員を引き受けているが相談が入らない現状があるということで、ピアの部分はどう市民の方に知っていただくかが必要ではないかというお話をいただいております。あと、親が障がいのある子どもを抱え込んでいることもあるので、どのように福祉にお願いしていけばいいかわからない不安があるということで、これは発達障がいのある方の親御さんからの意見でございます。こういう状況を踏まえて、ピアカウンセリングとか身体障がい者相談員等の活動をどう活性化させていくかを考えていかなければならないということで、まとめております。

次、(2)在宅福祉サービスの充実です。10年、20年前に子育てをされた親御さんからの意見で、以前よりもサービスしては充実してきている。昔は子どもの預かりの場所はなくて、学校が終わったら全て親が子どもの面倒を見ていたという状況でしたというお話をいただいております。一方で、医療的ケア児を持つ家族の方からは、就労が制限されている。また、支援制度も母親がケアをすることが前提で設計がされているんじゃないかということで、こういう課題、問題があることを知ってもらいたいという話をいただいております。こういう状況を踏まえて、障がいの特性とか、いろいろな障がいのある方がいらっしゃいますが、地域生活を支えるための福祉サービスの充実、特に医療的ケア児・者が自立して生活できるような環境づくりについて今後、取組みを進めていかなければならないとまとめています。

次、(5)地域生活への移行の推進と多様な住まいの場の確保です。今、市内に短期入所施設がいくつか出来てきたけれども、一軒家を活用したアットホームな雰囲気のほうが、利用する立場からするといいとか、グループホームに入居する前に、将来を見据えた、通勤寮のような、金銭管理とか生活訓練ができるような場所があるといいとか、あと、グループホームの体験利用の部分ですが、グループホームを体験利用されて、親亡き後の生活を考えるという点ですごくいいけれども、障がい、例えば自閉症のある方はグループホームの体験利用が結構高いハードルになっている。要は、本人が行くのも大変、その調整が大変、というところが課題ですという意見もいただいております。こういう障がい特性とか

利用ニーズを踏まえたグループホームの整備、グループホームのみならず障がいのある方が選べる住まいのできる体制づくりが必要ではないか、とまとめております。

次、施策の方向3 保健・医療の充実です。今、千葉リハ（千葉県千葉リハビリテーションセンター）に整形、眼科、歯科、ボトックス、PT（理学療法）で通院しているということで、市内でこういう診療が受けられると、千葉リハまで行かなくても済むので便利ではないかというお話をいただいています。

次、施策の方向4 子どもへの支援の充実です。就学前療育・教育の充実の中で、これも医療的ケア児を持つご家庭からのお話ですが、取り残されている思いがするというので、今後は市役所の各課で綿密な連携をとって、サポート体制を構築していただきたいというご意見をいただいています。課題整理の中で、医療的ケア児を持つご家庭については、医療、保育、教育、福祉の狭間で孤立して、悩みを抱えることも多いのではないかということで、関係機関との連携、支援体制を考えていかななくてはならないとまとめています。

長くなりまして、すみません。

次、（4）ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の充実になります。サポートファイルのご意見が結構出まして、先ほど会長からお話あったように、情報を更新して書いてくるのが結構大変ですとか、逆に、支援者側がサポートファイルの存在をあまり知らなくて、作ってもあまり反映されないとところがあるというご意見もいただいております。先ほど教育研究センターからお話があった通り、サポートファイルに関するアンケートを実施していますので、そこから見えてきた課題を整理して、それを踏まえて検討し、サポートファイルが皆さんに使いやすいものに変えられるように作業を進めていきたいと考えております。

次、施策の方向5の雇用・就労支援の推進の（1）就労支援体制の充実と障がい者雇用の促進になります。千鳥地区に就労支援センターを設置して、障がいのある方の就労相談とか、就労定着支援を行っているのですが、一部から就労に関して、まだまだどこに相談していいかわからないであるとか、特に普通校に入った方から、特別支援学校は比較的、障がい者雇用などの情報が入ってくるが、普通校の場合はそういった情報がなかなか入ってこない。わかるようにしていただきたいというご意見をいただいております。

（2）福祉的就労の促進になります。ご意見として、知的障がいのある方の親の会の会員さんから、自分の子どもに合った仕事を選べる状況にない。空いているから入る感じがするというお話をいただいております。障がいのある方が働ける場所を選べる環境づくりも必要ではないかというところ です。

施策の方向6の生活環境の整備の（1）安全・安心に暮らすことができる防災体制の強化になります。災害時、ご自身でお体を守る、自治会、地域で皆で守る、自助共助の考え方があるのですが、例えば現状、自治会を辞められてしまっている方も多く、加入者も少ない中で、障がいのある方が災害が起きた時に、地域でサポートしていただけるのか心配があるというご意見をいただいております。

また、福祉避難所での生活の心配ということで、知的障がいのある方の親御さんから、普段と違う場所で適応すること、こだわり、音に対する敏感さがあるので、福祉避難所での避難がとても心配になる

というご意見をいただいております。一方で、精神障がいのある方からは避難所に行くことがまず気が進まないということで、なるべく自宅で避難生活を送っていきたいというご意見をいただいております。

こういう状況から、現状・課題整理の部分で、福祉避難所における避難生活においては、要配慮者の不安を取り除くとともに、情報の伝達で、コミュニケーションを確保することが重要になってくるのではないかということと、パニック等の際に落ち着くためのスペースを確保したり、福祉避難所においても環境への配慮が必要ではないかということでまとめております。

次、施策の方向7の自立と社会参加の促進になります。こちらの意見としては、知的障がいのある方の親御さんから、特別支援学校を卒業すると体を動かした活動がなくなってしまう。どちらかという仕事はあるけれども、そういうものがないということで、バランスボールを使ったり、ストレッチとかヨガなど簡単な軽運動の活動があるといいとか、公民館活動についてのご意見としては、軽度の人は参加できるけれども、重度の人は参加できないということで、重度の方が参加する活動としては、団体とか、団体の親御さんが企画するしかないというご意見が出ております。

最後、その他ということで、広く様々なご意見が出ました。今いろいろとアンケート調査をやっているんで、その実施方法のご意見であるとか、東野パティオが令和2年度に整備されたのですが、その活用について、使いにくいというご意見をいただいております。いただいた団体のご意見ですが、計画に反映させるものと、すぐに取り組んで改善できるものとありますので、事務局で整理して、できるものは進めて、取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

会長：ボリュームがありました。ただいまの説明について、ご質問やご意見はありますか。

浦安手をつなぐ親の会、どうぞ。

浦安手をつなぐ親の会：私共の会からもいろいろ意見を取り上げていただいて、感謝申し上げます。

欲を言えばですが、当会のメンバーも高齢化して、本人が普段いる入所施設から親のいる自宅に戻った時の支援が難しい。要は、施設では支援を受けているが、帰宅中に移動支援をお願いできるかということ、利用できませんと言われてしまう。施設にいる間はいいけれど、戻ってきた時の行動が制約されてしまうということが、なんとかならないかお願いしたいと思っております。

この意見を追加していただければ幸いです。よろしく申し上げます。

会長：ありがとうございます。

では、今の意見も入れていただいて。

事務局：浦安手をつなぐ親の会のご意見は資料の左側に入っているのですが、すぐに出なくてすみません。親の会の皆様からいただいた意見として把握しております。以上です。

浦安手をつなぐ親の会：ありがとうございます。よろしく申し上げます。

会長：切実な問題だと思います。よろしく申し上げます。

社会福祉法人パーソナル・アシスタンスとも、お願いします。

社会福祉法人パーソナル・アシスタンスとも：プロセスの確認です。当事者団体の皆様のご意見は、生活に

根ざした意見なので、すごく迫力があって、支援に関わる者としては反省すべきところであったり、概念論というか曖昧なことだけを言って、生活の課題の解決に至っていないところは、真摯に計画策定の時に取り組まないといけないと思うのですが、議題2資料1の図にある、ヒアリング結果とアンケート調査を計画策定委員会で議論し、自立支援協議会との絡みをもう少し詳しく説明していただきたいです。コンサルが入って進めていくことになると思うのですが、我々協議会の委員としての役割を説明していただければと思います。

会長：進め方ですかね。事務局、お願いします。

事務局：議題2資料1、障がい者団体ヒアリング調査についての3ページになります。図のところを見ていただきたいのですが、来年度、障がい者福祉計画の策定委員会を設置して、計画を作るために委員の皆様で課題を解決するための協議を行って、浦安市としての障がい者施策の方向性をこの中で協議していただくという作業になります。合わせて自立支援協議会は毎年度、各部会で解決するための課題について協議を進めているわけですが、ここについては例えば自立支援協議会の部会で、課題を解決するための協議を行って、本会で報告をする。本会でそれを受けて、計画に反映させるものについても、本会で整理をしながら、計画策定委員会に報告かまだ私の方もはっきりできないのですが、報告をさせていただいて、再度、計画策定委員会で協議を進めるということで、自立支援協議会と計画策定委員会が連動するような形になるかと考えております。

次年度、自立支援協議会と計画策定委員会、両方合わせて協議を進めていって、令和2年度に行ったイメージで実施する方向で考えております。

委員が一致するわけではないかもしれませんが、基本的には計画策定委員会と自立支援協議会の構成メンバーも同じような形になるように考えて行きたいと考えています。

以上です。

会長：ありがとうございます。毎回そうですが、組織上、計画策定委員会と自立支援協議会、分けるやり方で、ただメンバーがほぼ同じということだったと思います。今回もそういう形になるのかなということですかね。

ありがとうございます。

なので、自立支援協議会は確かに協議する立場の会ですが、計画策定はあくまでも別組織でやるというところですが、十分にその意見を反映できるようにメンバーはある程度、同一のメンバーが入っているというイメージかなと理解しました。よろしくをお願いします。

その他ございますか。

浦安市視覚障害者の会トパーズクラブ、お願いします。

浦安市視覚障害者の会トパーズクラブ：感想を述べますが、新しい取り組みが始まった気がします。ヒアリングにしる、アンケートの内容についても確認しましたが、我々の意見が述べやすくなっている。前向きに進めていくのには非常にいいと思います。大いに進めていきたいと思います。以上です。

会長：お褒めの言葉をいただきまして、ありがとうございます。事務局も励みになると思います。



浦安市視覚障害者の会トパーズクラブからも出たように、意見が言いやすくなったということ、ヒアリングの内容を見ても様々な意見が団体から出ていて、当事者の声を聞くって大事なことだなと毎回思うのですが、今回もなるほどと思うような意見をたくさんいただいたとっております。今やっているアンケートとも相まって、いい計画が作れればと思います。ヒアリングの内容で、随所に出ているのが医療的ケアの話だと思っております、医療的ケア児支援法が施行されて、これをどう浦安市で反映していくのかということですね、医療的ケア児等支援コーディネーター、どこに配置して、何をさせるのかを含めてまだまだはっきりしてないところもあるのかと思いますが、何か進んでいることがあったら教えてください。

事務局：医療的ケア児支援法は家族も含めての支援法になろうかと思いますが、この中では医療的ケア児が障がいの特性からなかなかケアがしにくい、医療を支えるための人材を現場ごとに確保していかなければいけない難しさから、保育園の現場であったり、学校の現場で受け入れることが難しく、医療的ケア児の親御さんだけがなかなか就労ができない状態に置かれていたことから、特出しで作られた法律だと、背景的にはそう考えております。その中で、市においてもこれまではある程度現場で頑張っていたいで、医療的ケア児の支援を支えてきたところでは、必ずしも100%支えてこられたということではないので、保育の現場だけではなくて療育の現場でも、市だけということでもなくて、民間の事業所にも適用されているものですから、民間も含めて市全体で医療的ケア児、親御さんを含めて支えていくために検討しているところです。部を超えて、福祉部とこども部と教育委員会を含めて、庁内ワーキンググループを作り、ケアをどう提供して行こうかというところを検討しております、まだ皆さんに具体的にお伝えできる状態ではないですが、進めているところです。

以上です。

会長：庁内では活発に議論されているということですので、また考えをまとめられたらお聞きしたいと思います。

医療的ケア児支援法に関しては、確かに民間のご協力も得るような形で書いておまして、喀痰吸引等が可能な保育士の確保ということも入っていて、近隣の市で福祉職、介護職が喀痰吸引等研修を受けて積極的に吸引等を行うことに躊躇していた、看護師任せにしていたという市があったのですが、そういう市がまだ大半だと思いますが、ここから一歩殻を破って、福祉職が吸引をやらないとこの人たちが地域で暮らしていけないというところを殻を破らないといけないところだと思うんです。医療的ケア児支援法を中心となって作られた野田聖子議員、当時大臣でしたが、なぜ児と者というのに、児だけの法律なのかという話をした時に、まず児からなんだと、子どもは可愛いと、目の前の子どもを何とかしなきゃいけないと絶対大人は思うと、児童で保育所、学校って進んでいくと、普通に皆と、友達と通えるってなった時に、大人になった時、急に行くところがないっていうのに、それではもたないと、必ず大人も通えるところが増えてくるっていうところを、子どもからやらないと、一気に子どもも大人もってやるとぶれてしまうということで、子どもからなんだという話をされていました。医療的ケアが必要な方々は日常的な、我々が毎食の食べる飲む、そういったことまで医療行為になってしまう。それを医療

職だけでは支えられないのは明らかなので、介護職、福祉職がそこを補う必要がどうしてもあるところ、時代が変わったというところを、今一度ここで共有をしておきたいと思います。方向性としてその部分を福祉職でやるしかないという方向性はもう変えられないだろうと思っておりますので、皆さん方もどうか覚悟を決めてお願いしたいと思います。

それでは議題3 第八次千葉県障害者計画策定に係る意見聴取について、事務局より説明をお願いします。

事務局：計画ばかりですみません。議題3資料1をご覧ください。県も障がい者計画を作っているのですが、浦安市と同じで、来年度策定して再来年度からの計画を作っていくという流れになっています。それに合わせて県からの依頼で、各市町村の自立支援協議会の課題として捉えていること、今後取り組んでいかななくてはならないことをまとめて、自立支援協議会として提出してくださいという文書が今年の9月21日に届いております。そこを踏まえて事務局の方で案を作成しましたので、これに基づいて意見をいただいて、それを正式なものとして千葉県庁の方に提出したいと考えています。

まず千葉県の障がい者計画ですが、なかなか私も見たことがない部分もあるのですが、事前にお配りしている概要版を見ていただくと、基本的には浦安市の計画と同じ方向を向いてまして、例えば千葉県の障がい計画の目標としては、障害者計画の目指すもの、目標のところですが、障害のある人が地域でその人らしく暮らせる共生社会の構築という目標を掲げて、各施策をぶら下げています。

例えば、3ページ目の今後の施策の方向性の1 入所施設等から地域生活への移行の推進の、主な取り組みの方向性、グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備ということで、下の数値目標をご覧ください。グループホーム等の定員、令和元年度が基準年になりますので、千葉県内だと6,428床のものを令和5年度に8,400まで伸ばす、大体1.3倍まで整備を進めていくということで、目標値を掲げています。

2 精神障害のある人の地域生活の推進ということで、主な施策として精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築とあります。これは障害保健福祉圏域ごとに保健・医療・福祉の関係者による協議の場を通じて精神障害のある方も住み慣れた地域で生活できるような体制整備について、協議をおこなっていくということで計画の方に書いてあります。

3 障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進ということで、地域における相談支援体制の充実、具体的には差別の相談とか適切な対応ができるような相談支援、また広域専門指導員や地域相談員の有効な活用方法を検討しつつ、研修等を通じた相談対応力の強化を図っていくという目標を掲げて取り組みを進めているということです。

4 障害のある子供の療育支援体制の充実です。こちらは乳幼児期から学校卒業までの各ライフステージを通じて一貫した療育支援が受けられるように、具体的には児童発達支援センターを中核として地域の療育支援体制の充実をはかっていくということで、数値目標としては表にある通り、児童発達支援センターの設置市町村数ということで、令和元年度実績が22市町村あったのですが、5年度目標2.5倍増ということで、取り組みを進めるという内容になっています。

次、5障害のある人の相談支援体制の充実です。こちら地域における相談支援従事者の研修の充実ということで、具体的には専門コースの実習や、主任相談員の研修を実施して育成をするという内容になっています。主な数値目標としては表の一番下、相談支援専門員の養成数ということで、令和元年度410人のところを5年度目標は600人まで伸ばすということで、1.5倍増にしていく内容になっています。

6障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実です。数値目標の方を見ていただければと思いますが、就労移行支援事業所と就労継続支援事業の利用者の一般就労への移行者数ということで、令和元年度が1,013人、令和5年度が1,307人ということで1.3倍増に伸ばしていくという取り組みになっています。

7障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実ということで、重度・重複障がいのある人の支援、負担軽減の推進ということです。先ほどの医療的ケアの関係も一部触れられており、数値目標を見ていただければと思いますが、具体的に医療的ケアが行える短期入所事業所の事業者数ということで、令和元年度実績28事業所、5年度目標としては40事業所ということで、目標数値を掲げています。

8様々な視点から取り組むべき事項ということで、スポーツと文化芸術活動に対する支援について、2020年パラリンピック競技会がありました。それを契機として障害者スポーツの競技人口の増加等を目指していくという内容になっています。参考に、議題3資料4にそれぞれの事業の数値目標等が入った細かいものがありますが、こういう目標値を設定して県の方で取り組みを進めているというのが前提です。それを踏まえて、事務局の方でこの計画から連動している委員の皆様にご意見をいただきたいのですが、議題3資料2千葉県障害者計画策定に係る意見聴取調査票をご覧ください。現在の障害者施策で特に課題と考えること及びその理由が1番目、2番目は第八次千葉県障害者計画を策定する上での特に期待することや取り組んだ方が良く考える施策について自立支援協議会の方から意見をいただきたいという内容になっています。

事務局の案としては、各部会で協議している内容が浦安市としての地域課題であるという認識に立って、入所施設から地域生活への移行を推進する取り組みとして、例えば医療的ケアが必要な方であったり、行動障がいのある方も入居できるグループホーム、グループホームのみならずですが、整備することが現状として困難な状況であるということ課題として取り上げています。

2番目は地域における相談支援体制についてです。浦安市でも核家族化であるとか、自治会の加入率の低下もあるのですが、地域社会とのつながりの希薄化等がある、8050問題をはじめ、貧困とか障がい等の複合的な課題を抱えている家庭への支援が困難な状況があることから、今後は包括的な相談支援体制を構築していくことが市として課題であるとまとめています。

3番目は重度障がいのある方の就労に関する事で、雇用側が求める人物像とのミスマッチとか、就労するための支援がまだまだ不十分だろうということで、雇用側も障がいのある方を安心して雇用するための支援体制づくりが必要ではないか、という意見をまとめております。

4番目に障がいがある子どもの支援ということで、県の計画にも書いてある内容ですが、乳幼児期から成人期までの各ライフステージで途切れることなく、一貫した支援が受けられる取り組みが必要だと

いうことで、整理しております。

設問2の特に期待すること。たくさん書きたいところではありますが、先ほど来の話の中で、医療的ケアの方、行動障がい、重度障がいのある方への住まいの支援について、市として課題になっているということで、建物の整備のみならず、専門的な人材の育成と確保、運営事業者の支援も県で考えていただきたいということで、このような内容を自立支援協議会の希望として出してはどうかと思いまとめさせていただきます。

以上です。

会長：ありがとうございました。それではただいまの説明について、ご意見ご質問あればお願いします。

社会福祉法人パーソナル・アシスタンスとも、お願いします。

社会福祉法人パーソナル・アシスタンスとも：調査票の設問1、現在の障害者施策で特に課題と考えること及びその理由の、1番目の回答ですが、入所施設等からの地域生活への移行だけの話ではきっとないと思うので、地域移行及び今暮らしていらっしゃる方達を含めて、重度障がいのある方、特に医ケアと強度行動障がいのある方、24時間の支援が必要な方の住まいの整備が必要であるということかなと思いました。もう一つ、回答の2番目、相談支援専門員の研修の件ですが、概要版でいうと7ページ、県の方向性としては専門コース別研修と主任相談支援専門員ということで確かにそれは本当にありがたいのですが、そもそも相談支援専門員の数が足りない状況があるので、初任者研修、相談支援専門員を増やす数を3、4、5年度それぞれ600人で止まってしまっているもので、次期施策においては実数を増やすために研修の回数を増やすとか、専門コースだけではなく、ライセンスを取るための基礎研修、その実施についても積極的にご検討いただきたいということを書いていただければ、大変ありがたいと思います。

会長：ご意見、承るということでよろしいですか。

事務局：社会福祉法人パーソナル・アシスタンスともがおっしゃるように、浦安市の課題だと感じていますので、追記して提出したいと思います。

委員の皆様からいただいたものを追加して、決定したものをご覧いただいた上で提出したいと思います。

以上です。

会長：ありがとうございます。県の研修、サビ管（サービス管理責任者）、児発管（児童発達管理責任者）もそうですが、千葉県が人口が多い地域ということもあって、研修に申し込んでもはねられる、ということがあります。いくつかの県で始めていると思いますが、Eラーニングですね、講義の部分はEラーニングで学んで、演習の部分だけ集合するということも今後は効率も考えて、千葉県に導入してくださいというのも市からの意見として出してもいいのかなという気はしました。

こども発達センター、お願いします。

こども発達センター：まず、本日は遅れて参加しまして失礼しました。医ケアの会議を行っておりまして、少し延びてしまって遅れました。

実は、相談支援専門員のEラーニングの部分については千葉県はすでに導入しておりまして、最初

の講義の部分がリモート開催、演習の部分が実地ということで、社会福祉法人サンワークも講師として従事されているところです。

会長：そうでしたか、知りませんでした。すみません。

それはコロナ禍の特例措置ではなくて、永遠のものですか。

社会福祉法人サンワーク：初任者研修に関してはカリキュラムがだいぶ変わってきたということもありまして、今7日間ですが、今年度に関しては県内で400件ぐらい募集があって、実質最後まで研修を受けた方は約360人と伺っています。

申し込んだ方は基本的に大体受けてもらえるように、第8次ぐらいまで研修のスケジュールを組んで行なっています。もちろんコロナ禍ということもあるので、400人とか500人の方が集える大きなホールが県内にないということもあり、ZoomとかEラーニング形式で合同講義を受けている状況になっております。演習はその分8回に分けてやっている状況です。あとは相談体制がそれだけ、400人ぐらいの方が相談支援専門員になった後、実際に相談員として働くかどうかというところが法人の考えになってくるところもあると思いますので、相談員を増やすのと同時に相談支援事業所も増えていく、もちろん、一人職場で大変になることもあると思いますが、相談支援事業所を増やしていくということも一つかなと感じております。第7次の計画からするとそうかなと思います。

話がそれますが、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築も今、市町村ごとに行うということがうたわれておりますので、その点に関しても今後第8次の計画の中に意見聴取して入れていただけると、今後の課題とか、圏域ではなくて市で行なっている活動事例とか、そういったところを聴取していけるといいのかなと感じています。

会長：ということは、今のところはまだコロナ禍の緊急対応措置として、オンラインでやっているということですね。私が言いたかったのは、Eラーニングが進捗管理とかもできるシステムとして、導入すべき時期に来ているのではないかということなので、すでにやっていますという部分とはちょっと違うのかなと思いました。

サビ管、児発管の研修も同じ所に位置しているものだと思うので、是非、相談支援専門員と合わせて県の方をお願いできればと思います。

その他ございますでしょうか。だんだん時間が無くなってきてはいるところですが、よろいですか。

すみません、先ほど私の話で言い漏れがあったかもしれないので、議事録に残るので言っておきますが、医療的ケアのところ、今まであまり積極的にやってこなかった市町村が研修会をして、意識の醸成をはかってきているということを伝えたかったのですが、言わなかった気がするので、伝えておきます。

議題4 障がい者週間における啓発事業について、事務局より説明をお願いします。

事務局：障がい者週間について説明します。議題4資料1をご覧ください。

浦安市において障がいの有無にかかわらずお互いを尊重し合い、ともに生きる「やさしいまち」の実現を目指すとともに、障がいに関する理解の促進を図ることを目的として、障がい者週間にイベントを開催しております。期間は12月3日から12月9日までの一週間です。

昨年度は、文化会館と市役所のホールにおいてパネル展、またヘルプマークの啓発を行いました。啓発にはヘルプマーク形の紙を市民の方にお配りし、障がいに関する意見などを記載していただき、パネルに貼るという形式で展示をしました。また、庁舎の出入り口にラッピングをしました。3年度はパラリンピック仕様で障がい者週間を周知しました。加えて、庁内放送や庁舎外側の電光掲示板において、障がい者週間についての周知啓発を実施し、合わせて広報にて特集ページを組んで、市民の皆様に見ていただきました。

次に令和4年度の予定です。期間は同じく12月3日から12月9日まで。場所が変わりまして、今年度は文化会館ではなく中央図書館にてパネルを展示します。今回、初の試みとして、障がいのある方又はその家族の障がい福祉団体の方々からいただいた意見をもとにパネルを作成し、それを掲示したいと考えています。

一昨日、本人部会を開催しまして、報告が間に合わなかった部分があるのですが、本人部会でも意見を出して、パネルにできたらと考えております。昨年度と同様にヘルプマークの展示、庁舎出入り口のラッピング、電光掲示板及び放送、広報の特集ページにて周知啓発を図っていく予定です。

以上です。

会長：ありがとうございました。ご意見ご質問ございますか。

こちら早く例年のようにお祭り騒ぎできるといいなと思っております。展示で終わるのが今年で最後になってほしいと、本当に心から願っております。

その他、意見等ございませんでしょうか。よろしいですか。

最後に事務局、委員よりその他ございますか。

浦安市聴覚障害者協会、よろしくお願ひします。

浦安市聴覚障害者協会：こちら場をお借りしてご案内したいと思います。来年1月29日、日曜日ですが、時間が午後2時から4時、場所が美浜公民館2階集会室におきまして、講演会を開催したいと思います。講師は今、毎週木曜日夜10時から放映している「サイレント」というドラマに出演しています、那須映里さんという方がいらっしゃいます。

那須さんは聴覚障がい者の方です。講演のテーマは、手話の可能性。素晴らしい内容になっていると思います。ご都合よろしければ、ぜひご参加いただければと思います。よろしくお願ひします。詳細はチラシに書いてありますので、ご覧いただければと思います。よろしくお願ひします。

会長：ありがとうございました。大変有名な方が来られて、無料ということですので、ぜひ皆さん、どしどし参加の申し込み、よろしくお願ひします。

その他、はい、お願ひします。

事務局：事務局から2点お伝えしたいことがございます。一つ目はパティオショップの報告です。10月8日土曜日に東野パティオにおいて、パティオショップというイベントを開催しました。内容としては、障がいに関する理解促進、就労・収入の拡大、並びに地域との親睦・交流を目的として、東野パティオ内の各事業所及び隣接している障がい者福祉センターにおいて製作している食品類、パン、焼き菓子等や工

芸品等の販売をしました。参加事業者は浦安市身体障がい者福祉センター、浦安市ソーシャルサポートセンター、ふる里学舎浦安デイセンター、浦安市発達障がい者等地域活動支援センターミツテと、先ほど申し上げた、隣接している浦安市障がい者福祉センターきらりあの5事業所、また装飾はNPO法人スマイルーさんにご協力いただきました。資料の1枚目、下の部分にパティオショップの外装の様子を写真で載せております。こういった感じで外装をしてもらいました。2枚目です。前準備の段階でこのような形で机を並べて、また壁などに装飾などをして、10月8日のイベントの準備をしていました。当日ですが、たくさんの方が来場されて、会場は人であふれる形になりまして、大盛況で終わることができました。一つ目の報告は以上です。

二つ目は合同部会のお知らせです。今年度の合同部会は、11月24日木曜日、午後2時から午後3時30分まで浦安市役所の4階、会議室S2・3・4で行います。今回は浦安市発達障がい者等地域活動支援センターミツテから、発達障がいの理解を深めるをテーマに講演を行っていただきます。参加していただけましたら幸いです。

事務局からの報告は以上です。

会長：ありがとうございます。ミツテの活動報告、是非お聞きしたいのですが、日中となると、参加したいけれどもできない方も多いのではないかと思いますが、録画配信は難しいでしょうか。

事務局：せっかくご意見いただきましたので、その方向で進められないか検討して参りたいと思います。ありがとうございます。

会長：ありがとうございます。それでは本日の議題は以上になります。最後に事務局からございますか。

事務局：会長、皆様、ありがとうございました。自立支援協議会は年間最多で5回の開催としておりますが、次回の会議は4回目として、1月12日木曜日を設定しております。しかしながら、次回の開催までの間に各部会の開催もないことから、次回の会議については、会長及び幹事会のメンバーで開催の有無を決めていただこうと考えております。結果は追ってご連絡しますので、よろしく願います。

以上です。

会長：次回の開催については追ってご連絡させていただければと思います。それでは、これをもちまして第3回自立支援協議会を終了いたします。本日はお忙しい中ありがとうございました。

令和4年11月17日（木）  
午後2時～午後4時  
東野パティオ 地域福祉センター会議室3・4

浦安市自立支援協議会（令和4年度第3回）次第

1 開会

2 議題

（1）部会活動報告について

（2）浦安市障がい者福祉計画策定に係る基礎調査について

（3）第八次千葉県障害者計画策定に係る意見聴取について

（4）障がい者週間における啓発事業について

（5）その他

3 閉会



# 部会活動報告

- ・第2回地域生活支援部会
- ・第2回権利擁護部会
- ・第2回こども部会
- ・第2回就労支援部会

## 部会活動報告

<b>部会名</b>	令和4年度 第2回地域生活支援部会	*作業部会 (有)
<b>日時</b>	令和4年10月7日(金)午後2時~午後4時	会場及びオンライン

### ■報告事項

①	<b>議題</b>	第1回地域生活支援部会の振り返りと第2回自立支援協議会について
	<b>協議内容</b>	<p>第1回地域生活支援部会の振り返りと第2回自立支援協議会での地域生活支援部会における報告について説明した。</p> <p>また、事務局でグループホーム運営事業所に自治会が主催している防災訓練への参加状況について調査を行い、自治会が主催している防災訓練については事例が無かったが、マンション組合が実施している防災訓練の事例があったため報告を行った。</p> <p>(主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・私が運営しているグループホームでは、数年前に自治会が主催している防災訓練に参加してもいいか確認したところ「私たちは高齢者だから世話人さんが全員加わってくれるならいいですよ」と言われたため、自治会に入らずに独自で防災訓練を行っている。</li> </ul>
	<b>協議結果</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 審議終了 <input type="checkbox"/> 継続審議 <input type="checkbox"/> 自立支援協議会へ(報告・審議) <input type="checkbox"/> その他( )
②	<b>議題</b>	暮らしに関わる実態把握について
	<b>協議内容</b>	<p>グループホームの実態把握に向けて、第1回地域生活支援部会までに作成が間に合わなかった市内グループホーム運営事業所に対するアンケート調査について事務局より作成したアンケート調査(案)を委員に説明した。</p> <p>(主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「グループホームの入居に至らなかったケース」の設問があるが選択肢に「区分が合わないため」を追加してはどうか。相談支援専門員として入居調整をする際に、グループホームの入居条件として障がい支援区分3以下などの基準を設けている事業所が多々あり入居に至らないことがある。</li> </ul>
	<b>協議結果</b>	<input type="checkbox"/> 審議終了 <input checked="" type="checkbox"/> 継続審議 <input checked="" type="checkbox"/> 自立支援協議会へ(報告・審議) <input type="checkbox"/> その他( )
③	<b>議題</b>	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムについて
	<b>協議内容</b>	<p>精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの概要と市川圏域での取り組みについてオブザーバーとして参加いただいた社会福祉法人サンワークの石原様に説明いただいた。</p>

		<p>(主な質疑)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入院をされている方の地域移行を進めていく中で、困難ケースがあれば教えていただきたい。</li> </ul> <p>→アルコール依存症などを患っており長期入院していた方で、在宅単身での生活は難しいという結論となり、退院先はケアハウスになった方がいた。その際に、地域包括支援センターなどの関係機関と連携を密にして対応したことがあった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい福祉サービスを利用していた方が65歳になる際の介護保険への移行はスムーズに行われているのか。</li> </ul> <p>→障がい福祉サービスを利用していた方が65歳になる際の介護保険への移行については、市としても課題であると認識している。現在、障がい福祉課と介護保険課でシステム連携や情報共有で連携を取りながら対応している。</p>
	<b>協議結果</b>	<input type="checkbox"/> 審議終了 <input checked="" type="checkbox"/> 継続審議 <input checked="" type="checkbox"/> 自立支援協議会へ (報告・審議) <input type="checkbox"/> その他 ( )
④	<b>議題</b>	事例説明
	<b>協議内容</b>	<p>ソーシャルサポートセンター相談員が支援している方の事例について説明いただき、今後の支援課題を共有した。</p> <p>&lt;当事者情報&gt;          60代男性 手帳は不所持、GHに入居、統合失調症、てんかん、アルコール依存症</p> <p>&lt;課題&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・GHはアルコールを飲んだら即日退去の約束で入居しているため退去になった場合、帰る場所をどうするか。</li> <li>・今回はGHに空きがあったが、今後こういったケースがあった場合、受け入れ先が市内にない。</li> <li>・すでに60代ということもあり、数年で介護保険サービスに移行することになる。またGHで高齢の精神障害者の支援をどこまで担うことができるか。</li> </ul>
	<b>協議結果</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 審議終了 <input type="checkbox"/> 継続審議 <input type="checkbox"/> 自立支援協議会へ (報告・審議) <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑤	<b>議題</b>	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムについてグループワーク
	<b>協議内容</b>	<p>事例説明を受けた上で感じたことや支援課題に対する解決策、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムに係る浦安地域の強みや弱みなどについて、2グループに分けてグループワークを行い、各グループから議論した内容を共有した。</p>









## 部会活動報告

部会名	令和4年度 第2回就労支援部会	*作業部会(無)
日時	令和4年11月7日(月) 午後2時~午後4時	会場及びオンライン

### ■報告事項

①	議題	令和4年度第2回自立支援協議会の協議内容の報告について
	協議内容	事務局より、第2回自立支援協議会の報告を行った。質疑は特になし。
	協議結果	<input checked="" type="checkbox"/> 審議終了 <input type="checkbox"/> 継続審議 <input type="checkbox"/> 自立支援協議会へ(報告・審議) <input type="checkbox"/> その他( )
②	議題	令和4年度第1回就労支援部会の振り返りについて
	協議内容	リーダーより、第1回就労支援部会の振り返りを行った。質疑は特になし。
	協議結果	<input checked="" type="checkbox"/> 審議終了 <input type="checkbox"/> 継続審議 <input type="checkbox"/> 自立支援協議会へ(報告・審議) <input type="checkbox"/> その他( )
③	議題	障がい者の就職について
	協議内容	各担当委員より、市川公共職業安定所、県立市川特別支援学校、県立特別支援学校市川大野高等学校の就職状況等に関する説明を行った。質疑は特になし。
	協議結果	<input checked="" type="checkbox"/> 審議終了 <input type="checkbox"/> 継続審議 <input type="checkbox"/> 自立支援協議会へ(報告・審議) <input type="checkbox"/> その他( )
④	議題	障がい者及び企業に行うアンケートについて
	協議内容	<p>当事者及び、企業に対して行うアンケートの、アンケート方法や内容等について話し合いを行った。</p> <p>(主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート内容で分かりにくい箇所があるため、わかりやすくしたほうがいいのではないか。(アンケート内容の見直し)</li> <li>・各アンケートの目的を明記しないと、回答者が何のためのアンケートかわからない。</li> <li>・就職時、就職後のマッチングミスを改善するためにアンケートを行うことは、いいことである。</li> <li>・アンケートの対象者を障がい者就労支援センター以外にも広げたほうがいいのではないか。</li> <li>・知的障がい者に配慮したアンケート内容(漢字に送り仮名をふる等)にしたほうがいいのではないか。</li> </ul>
	協議結果	<input type="checkbox"/> 審議終了 <input checked="" type="checkbox"/> 継続審議 <input type="checkbox"/> 自立支援協議会へ(報告・審議) <input type="checkbox"/> その他( )





## 障がい者団体ヒアリング調査について

### 1 目的

次期、浦安市障がい者福祉計画（計画期間：令和6年度～令和8年度）を策定するにあたり、障がいのある方の生活実態及び障害福祉サービスに対する利用ニーズや、障がい福祉関係団体の活動状況等を把握するため、市内障がい者関係団体に対しヒアリングにより調査を実施する。

### 2 ヒアリング実施状況等（10団体・団体参加人数73人）

	団体名	活動内容	実施日時 場所	団体 参加 人数	担当 職員
1	いちょうの会	・精神障がいのある方の家族会・会員数14名 ・定例会実施	令和4年7月12日（火） 13：30～15：30 東野パティオ会議室9	8人	竹森 柿崎
2	浦安市視覚障がい者の会トパーズクラブ	・会員数27名 ・会員間親睦、定例会・研修会実施	令和4年8月2日（火） 10：00～12：00 東野パティオ会議室1	26人	竹森 吉田
3	浦安・市川腎臓病患者と家族会	・会員数3名 ・会員間親睦、疾病の啓発、当事者へのアドバイス	令和4年8月9日（火） 13：30～15：00 市役所相談室3N1会議室	1人	竹森 柿崎
4	千葉発達障害者・者親の会 「コスモ」浦安グループ	・会員数6名 ・役員会・定例会開催 ・会員間の情報交換	令和4年8月12日（金） 9：30～11：00 市役所10階協働会議室	3人	竹森 柿崎
5	浦安手をつなぐ親の会	・知的障がいのある方の親の会・会員数64名 ・会員間親睦、当事者への相談援助、研修会開催	令和4年8月24日（水） 11：30～12：30 東野パティオ会議室3	6人	柿崎 吉田
6	浦安市聴覚障害者協会	・会員数52名 ・会員間親睦、当事者への相談援助、講演会開催	令和4年9月7日（水） 13：30～15：00 市役所3階N1会議室	3人	竹森 柿崎 北野
7	浦安市自閉症協会	・会員数15名 ・会員間親睦、勉強会、施設見学、定例会開催	令和4年9月15日（木） 10：00～11：00 東野パティオ会議室10	5人	竹森 柿崎 吉田

8	浦安市身体障害者 福祉会	・会員数40名 ・会員間親睦、研修会 開催	令和4年10月12日(水) 14:00~14:30 電話にてヒアリング実 施	1人	柿崎
9	浦安市肢体不自由 児・者親の会「どっ こらしょ」	・会員数31名 ・会員間親睦、情報交 換、茶話会等	令和4年10月14日(金) 11:00~12:30 東野パティオ会議室4	15人	竹森 柿崎
10	オストメイト・地域 グループ浦安の会	・会員数10名 ・会員間親睦、当事者 への相談援助、研修会 開催等	令和4年10月21日(金) 15:00~16:00 東野パティオ会議室10	5人	竹森 北野 長田

### 3 主な意見

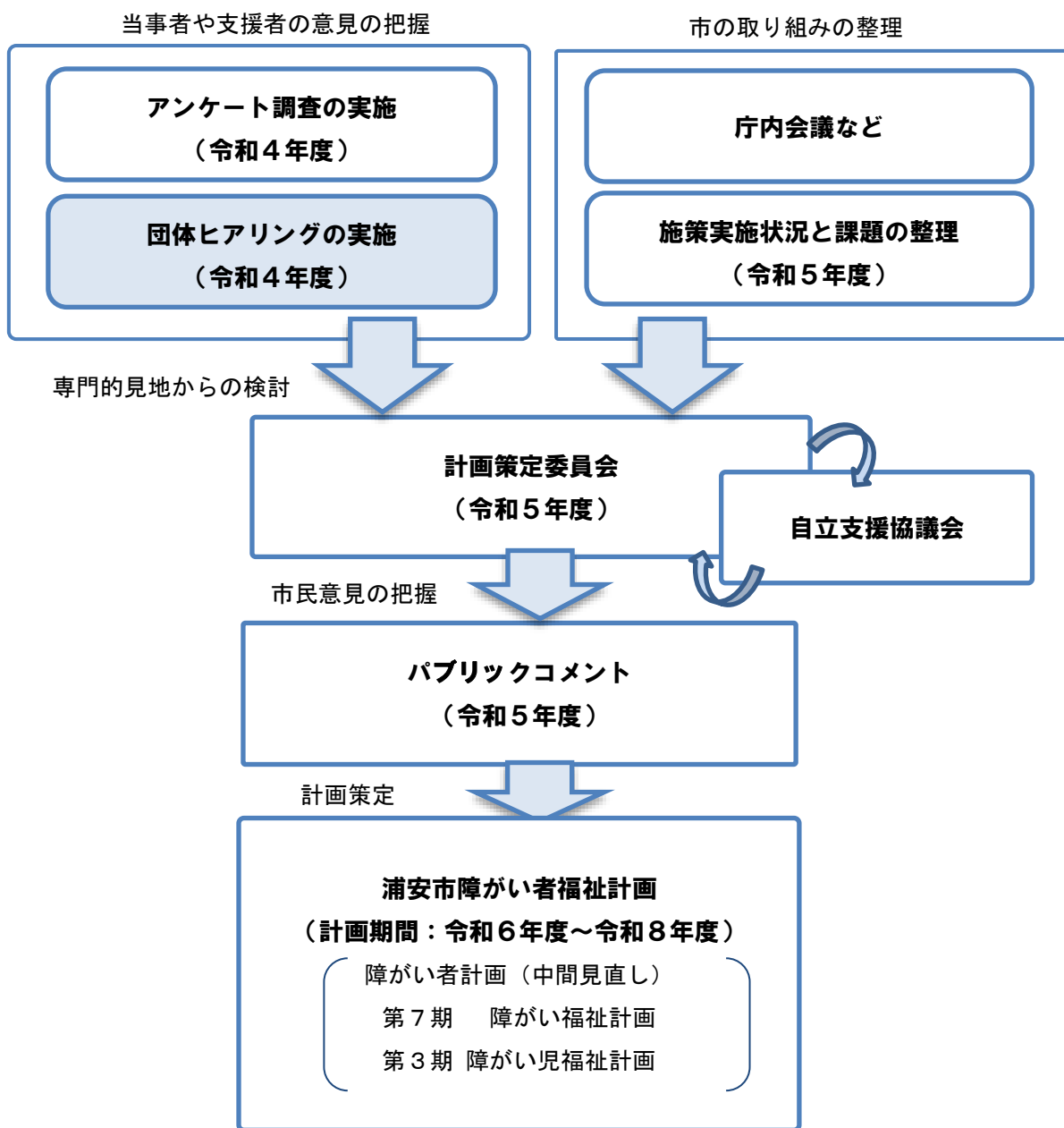
議題2資料2 「浦安市障がい者福祉計画に係る基礎調査について」

### 4 計画策定の体制

当事者の意見を把握するため、障がい者団体ヒアリングからいただいた意見をまとめ、課題を整理する。

また令和5年度に、障がい者団体及び福祉・教育・雇用等の各分野の関係者、学識経験者等から構成される「浦安市障がい者福祉計画策定委員会」を設置し、障がい者団体ヒアリング等からの当事者からの意見をもとに、市の障がい福祉を取り巻く課題や今後の施策の方向性についての検討を重ね、計画の策定に係る協議を行う。

次期「浦安市障がい者福祉計画」策定までの流れ



障がい者団体ヒアリング結果・課題整理

施策の方向1 理解と交流の促進	
(1) 相互理解の推進	
団体からの意見	現状・課題整理
市民の理解が少ない、不足している。(知的)	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がいや障がい特性、障がいのある人への理解が不足している。</li> <li>見た目では分かりづらい障がいや障がいのある人への理解が不足している。</li> <li>ヘルプマーク等の障がい者に関するマークの市民理解が不足している。</li> <li>先天性障がいや中途障がいを一括りにされてしまう。</li> <li>中高年齢者は、障がいのある人の理解が不足していることが多い。</li> <li>障がい者及びその家族等への障がいに対する対応等の情報が行き届いていない。</li> <li>障がいや障がいのある人の理解の推進を図るため、効果的な取り組みが必要である。</li> <li>聴覚障がいのある人のコミュニケーション手段である手話及び要約筆記等の周知啓発について、こどもを含め幅広く行う必要がある。</li> <li>障がい特性により、マスクの着用が困難な方に対する周囲の理解が不足している。</li> <li>保育園、幼稚園における保護者全体の障がい及び障がいのある児童への理解が不足している。</li> <li>障がいを一括りにするのではなく、障がいの多様性を理解したうえで、対応する必要がある。</li> <li>市の障がい福祉関連部署以外の職員は、障がいや障がいがある方への理解が不足している。</li> <li>聴覚障がいがある方のコミュニケーション手段である手話及び要約筆記について、市職員の理解を図る必要がある。</li> <li>市職員は、障がいに関連する国内法の整備のきっかけとなった「障害者権利条約」の主旨の理解が必要である。</li> </ul>
障がいを一括りにしないでほしい。(身体)	
障がいの特性を知ってもらうことが大事。特に、見た目ではわかりづらい障がい(発達障害)に関しては具体的にパンフレットを作る、広報うらやすで特集やコーナーを設けるなど、多くの人の目に触れるようなことができれば効果的だと思う。(精神・知的)	
障がい者に対して手を差し伸べてくれているのは分かるが、障がい当事者を抱えている家族は他人に知られることを恐れている。(精神)	
子どもが大きな声を出した時に周りの人に敏感に反応されてしまう。(知的)	
自閉症の子は見た目に出にくいので、やはり変な目で見られやすい。(知的)	
ヘルプマークを付けている人を見て、分かる人は分かるけど、ヘルプマークの意味を知らない人からするとなんのマークかわからず、配慮が行き届かない。(知的)	
ヘルプマークを配るだけでなく、一般の人にその意味を周知する必要がある。(知的)	
ある場面で、小学生の男の子に「障がい者みたいだ!」と言われたことがあり、親からそういう教育を受けているのだな、そういう大人もいるのだな、と思った。(知的)	
マスクをはずしてしまう、声をだしてしまう、物を触ってしまう、くしゃみをしてしまうなど、行動面においてもコロナ禍は外出しづらい。(精神・知的)	
先天性の視覚障がい者だけでなく、中途障がい者への理解も進めてほしい。(視覚障がい者=点字が読める、と思われていることなど)(身体)	
社会的弱者が隔離されているように感じる。(精神・知的)	
年配の男性に怒鳴られたことがある。年配の男性の理解度が低いと感じる。(知的)	
子どもだけでなく大人に障がいについて周知する必要がある。(知的)	
コロナ禍で感覚過敏のためにマスクがつけられない子がいる。その為に中学生がマスクが苦手なことを知らせるカードを作り、ダウンロードできるようにしたことがテレビで放送されていた。マスク以外でも、外出時にパニックになり、周りから白い目で見られることがある。ヘルプマークのことはあまり知らなかった。(精神・知的)	
子どもに対しても聴覚障がいについて啓発活動を行って理解を深めてもらいたい。市民課、こども課、健康増進課に手話啓発のポスターを置いてもらえるとありがたい。(身体)	
障がいの理解に関しては、幼稚園や保育園の時から、先生や児童だけでなく保護者に対しても啓発すると良いと思う。イベントの時などに、「どうしてそんなことをするのか」と他の保護者から攻められることがあり、とても苦しかった。親が理解している家庭の子どもと、していない家庭の子どもでは全然違う。保護者会などにバリアフリーハンドブックを活用できると良いと思う。先生の力もかなり重要だと思うので、理解が進むことで、障がいのある子どもその親も過ごしやすくなると思う。(精神・知的)	
耳が聞こえないとわかったら人工内耳を選択することが多いが、それ以外にも手話という選択肢があることを伝えていきたい。(身体)	
子どもは各小学校の特別支援学級のおかげで少し理解があるが、見た目ではわからない障がいについては、まだ理解が足りない気がする。(知的)	
障がい事業課では小学4年生を対象に障がい者への理解について啓発活動を行っているため、その啓発活動で手話パンフレットについても検討して欲しい。(身体)	
見た目の問題は大きい。車いすに乗っていて、他人の荷物を引いたりしても「あ、この人は障がい者なんだな」と思われやすいけど、車いすに乗っていなかったら、本当に怖がられてしまうと思う。(知的)	
コロナは現在の社会的問題であり、焦点があたっているが、社会的弱者のところにスポットライトがあたらない。(精神・知的)	

広報紙にヘルプマークについて載せるなどすれば周知が進むのではないか。(知的)
変な人だなんて思われるのは半分あきらめている。自分もまちを歩いていて、あれ？と思う人はつい見てしまう。「自閉症なのかな」と思えるからまだいい方だけ。(知的)
車いすユーザーの息子連れでの外出時、困って立ち止まっていると声をかけられることがありその多くが若い世代に思われる。インクルーシブ教育の下で育った人の割合がこれから年々増えていくのが頼もしく感じられる。(身体)
長男を学校まで送迎しなければならず、心身ともに疲れて、下の子を保育園に入れられないか担当課に相談したが、長男の状態や家族の状況を話しても理解してくれずに流されて、「保育園に入るためには働いてください。」と言われた。障がい福祉課などに長男の状況を確認してくれるなど、市役所内の横のつながりがない。年金でも同じことがあった。(身体)
市役所の職員の理解不足。市内の透析患者人数をなかなか教えてくれなかったり、市民課でグループホームの住所変更ができないことがあった。(身体)
障がいに関する理解について、全庁的に理解をさらに深める必要があると感じています。本件は障がい福祉課・事業課だけではなく、あらゆる部局が関わり解決に向けて取り組む必要がある問題だと思います。障がい福祉課・事業課のみならず、すべての部局や市職員が、障がいや人権のことを広く理解し、政策的な指針に寄り添っていただくことを望みます。(身体)
視覚障がい者のことを一切考えていない。(身体)
市職員はもっと手話について理解を深めてほしい。手話パンフレットを作成し、障がい福祉課に置いてあるので是非見てほしい。(身体)
浦安市の障がい福祉は障がい福祉課・事業課職員のレベルの人材が市役所内で何人でくるかにかかっている。(身体)
他部署職員のレベルアップを求む。(身体)
市役所全体でレベルが違いすぎる。窓口の職員の知識不足、理解度が違いすぎる。(身体)
12月に障害者週間があるが、障害者権利条約について、障がい福祉以外の部署や学校は理解していないと感じる。(身体)
教職員の対応により児童、生徒へ理解を深めてもらう(その場での実践)。(精神・知的)
不安なく生活、外出できる環境整備のため、広く一般の人にオストメイトのことを認知してもらいたい。(身体)
障がい者は理解してもらえないと言うが、障がい者自身が理解を得られるような行動や、努力していると言い切れないところに問題があると思う。私たちオストメイト仲間は、いつもそのような気持ちで支え合いながら活動している。(身体)
オストメイトのことはあまり知られていないため、市役所の広報などで、県内にオストメイトが1万人以上いることを周知してほしい。(身体)
オストメイトについては、今後、講習会などを行っていきたい。(身体)
市内のオストメイトが使えるトイレの場所が分からないので、そのマップがあると便利である。(身体)
オストメイトナビなどのアプリの情報を拡充してほしい。(身体)
中途の人が多い。(身体)

## (2) 担い手となる市民による支援活動の推進

団体からの意見	現状・課題整理
困っていることは周りがどうこうではなく、家の中でどうするかが家庭内の問題。(精神・知的)	・精神障がい等があり、家族以外に支援を求めない方への関わりをどのようにするか検討を行う必要がある。

## (3) 交流機会の推進

団体からの意見	現状・課題整理
ずっと外出や交流の機会がないため、発言する力もなくなってしまってきている。(精神・知的)	・コロナ禍における地域活動等の交流活動をどのように行っていくか見当が必要である。 ・障がいのある人もない人も住み慣れた地域で社会参加が実現できるよう取り組みを進める必要がある。
交流を図ることが軒並み中止になっている。交流活動があれば、困っているお母さんに参加してもらえたのではないかと。(精神・知的)	
障がいを持つ人々が、健常者・障がい者関係なく社会と広く交流を持つことのできる機会が、単発のイベントだけではなく、日常的に必要です。現状において政策文書にちりばめられている「共生」「多様性」「インクルーシブ」という言葉が実態を伴っていないのではないのでしょうか。(身体)	

障がい者が過ごせる場所・スペース・機会を設けることは大切ですが、あまりにそれが進みすぎると、健常者がマジョリティである社会において障がい者の存在が見えにくい存在になってしまい、一層の分断が進むことを懸念します。単なる交流に留まらず、障がいの有無に関係なく、希望する人は浦安市で住み続けられ、趣味や社会参加ができる地域社会の実現を望みます。(身体)
会員の中でも表に出るのが苦手な人が多い。(身体)
機会があれば、他の障がい者団体とも交流をしたい。(身体)
参加可能なイベントに参加して、一般の方との交流を積極的にはかりたい。(身体)

**(4) 差別の解消・権利擁護等の推進**

団体からの意見	現状・課題整理
総合体育館のプールに以前は電光掲示板のようなものがあって、休憩まであと何分あるか表示されていたが、この間、訪れた時にはなくなっていたため、周りの人の動きを見ないと休憩になったかどうかわからない。目で見て休憩中であるとわかる物を設置してほしい。(身体)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設において、障がいのある方への合理的配慮に関する取り組みを推進する必要がある。</li> <li>・公共交通機関において、障がいがある方への合理的配慮に関する取り組みが推進されるよう、市民や乗客に対し周知啓発を図る必要がある。</li> <li>・令和3年度に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」に基づき、取り組みを進める必要がある。</li> </ul>
現在、車いすを使用しているが、バスの車内が混んでいるときに、運転手が他の乗客に空いている場所へつめるようアナウンスをしてくれず、バスに乗れずにドアが閉められてしまうことがある。(身体)	
こども用車椅子の周知をしてほしい。ベビーカーと似ているため、「たたんでください」と言われてしまうことがある。こども用車椅子のマークを作成し、ポスター等を配布している団体がある。バス会社や駅、公民館などでポスターを掲示するなどしてほしい。(身体)	
「医療的ケア児法」が施行されたのにも関わらず、法の趣旨や理念が関連部局において十分に理解されていないことは非常に残念です。法律・条例が適切に運用されるよう、職員の間でも知識のアップデートに努めて頂きたいと思います。(身体)	
保育園を退園しなければならない家族がいた。また、当日の朝、「今日は受け入れができない」と言われることもあると聞いている。(知的)	

**(5) 情報アクセシビリティ等の向上と意思疎通支援の充実**

団体からの意見	現状・課題整理
スマートフォンを使っている障がい者はいるが、実はちゃんと使えていないと思う。数少ない利用者を見て開発側は使えると思って開発している。視覚障がい者は不便になった。(身体)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市ホームページのみならず、様々な情報メディアのバリアフリー化を推進する必要がある。</li> <li>・ICT技術の進化により便利になった一方で、高齢障がい者などは、環境の調整や情報の入手が困難になることもあるため、その対応を考える必要がある。</li> <li>・聴覚障がい者が日常生活において自らの意思が反映された生活を送ることができるよう、手話通訳者の派遣の推進を図る必要がある。</li> </ul>
音声パソコンも前より使いにくくなり、縁遠くなって社会から隔離されてしまう気がする。(身体)	
視覚障がいがある中で、テレビ・ラジオなどで情報収集をしているが、自分から能動的に情報収集することは難しいのであきらめている。(身体)	
視覚障がいがあるため、「ホームページをご覧ください」と言われてもそう簡単に見ることはできない。(身体)	
基本的に視覚障がい者はホームページを見ることができずとあってほしい。(身体)	
視覚障がいがあるのに、市の案内が「ホームページをご覧ください」になっていて、ものすごく深刻な状態である。(身体)	
視覚障がいがある中で、パソコンが何度もバージョンアップしてしまい、ついていくのが大変である。(身体・視覚)	
視覚障がいがあるため、パソコンを触っていて一回間違えるとどういう状態かわからなくなる。そうなったときにすぐ確認できるよう、教えてくれる人を市役所に設置してほしい。(身体)	
自立のためのパソコンの出張講座は良い事業だが、視覚障がいがあるため、日常的に使っている時にパソコンにトラブルが起きたら相談できる人がいてほしい。(身体・視覚)	
お知らせ出しました、おしまいという丸投げにしないでほしい。そのあと当事者には苦悩が待っている。(身体・視覚)	
コロナの騒ぎで手続きがほとんどできなくなっている。案内に不手際がある。(身体)	
聴覚障がい者への配慮として、コンビニのローソンではレジにコミュニケーションカードを設置しており、レジ袋が必要かどうかについて、そのカードを使用して意思疎通が図れるようになっている。他の施設でもこういった取り組みが進んでほしい。(身体)	
当事者に不利なことが起こる場合は、事前に説明してほしい。制度(紙おむつの給付条件)の変更など。(身体)	

手話通訳者を24時間派遣してもらうことは難しいので、入院した時に病院に手話ができる人がいると助かる。また、大学病院のような入院設備のある病院に聴覚障がいへの理解について啓発活動等を会として行っていきたい。(身体)
視覚障がい者で自立できている人は、自分の努力を比較対象にしてしまう人がいるが、個人個人で環境が違うので比較対象にはならない。(身体)
市の情報が届きづらい。対話が少なく、当事者の気持ちが伝わりづらい。(身体)
市内における障がい者用トイレ(多機能トイレ)の設置場所を確認し、市と一緒にそのマップを作成していきたい。(身体)

## 施策の方向2 地域生活支援の充実

(1) 地域の相談支援体制の充実	
団体からの意見	現状・課題整理
ケアマネージャーに相談しても軽くあしらわれてしまう。(身体)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身近な地域で障がいのある人の目線に立ち、障がいのある人が有している様々な経験や情報を活かしながら相談支援を行う、身体障がい者相談員等の周知を行いながら、その活用を図る必要がある。</li> <li>・ライフステージに応じた相談支援を受けることができるよう、地域の相談支援体制の強化を図る必要がある。</li> </ul>
生活面を支えてくれる信頼できる相談機関や医療機関を誘致してほしい。(精神・知的)	
身体障害者相談員をやっているが、相談は入らない。ガイドブックには載っているが、年1回広報に載せるなど、周知すると良いのではないかと。(身体)	
そらいろルーム卒業後の相談先の設置(気軽に近況報告ができる場所)(精神・知的)	
数年間は我慢するしかないと思っているが困り感が溜まるとそれが当たり前になってしまう。(精神・知的)	
いつまで周りに頼れるかわからない。(身体)	
本人(当事者)が障がい受容ができず、手帳は取っていない。食事などは一緒にとるが、会話はほとんどなく、ひきこもり状態だった。障がい福祉課に20年近く相談していたが、解決することはなかった。社会福祉課のひきこもり相談をし始めると、本人も一緒に来るようになり、就労支援センターにつながってもらえて、今は就職して働くようになった。(精神)	
親が子どもを抱え込んでいるのではないかとと思うので、どのように福祉に対してお願いすれば良いかわからない。不安がある。(精神)	

(2) 在宅福祉サービスの充実	
団体からの意見	現状・課題整理
ヘルパーが緊急時に利用できない。どこで利用できるのか知りたい。(身体)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用ニーズを把握しながら、地域生活を支えるための在宅福祉サービスの充実を図る必要がある。</li> <li>・医療的ケア児・者が自立して生活できる環境づくりが必要である。</li> <li>・障がい者家族等の介護負担を軽減する取り組みを進める必要がある。</li> </ul>
市外の施設から実家に帰省した時に利用できるサービスがない。(知的)	
市外に住んでいる人は、実家に一時的に帰省した時に移動支援、日中一時支援が受けられない。(知的)	
コロナの影響により、移動支援なども、サービスの利用に制限がかかっている外出がしづらい。(精神・知的)	
子どもが大人になった私たちからすると今のサービスはかなり充実していると思う。(知的)	
幸いボランティアや家族が手伝ってくれるからできるが、一人ではできない(身体・視覚)	
障がい・医療的ケア児者をもつ家族(両親など)の就労が制限される現実について、抜本的な対策が必要です。とりわけあらゆる支援制度は、母親がケアを担うという前提で設計されており、行政・支援者もそれを無批判に前提としていることの問題性を、よくよく検討しなければなりません。(身体)	
障がい・医療的ケア児者は関連支出が多く、経済的支援や税制上の優遇などが必要です。浦安市においては、独自の助成制度があり、大変助けられています。所得上限をほんの少し上回っただけで、車いすや補装具の作製、福祉サービス利用で過剰な経済的負担がかかります。保護者の所得に左右されず、支援を必要とする人が等しく支援を受けられる体制を整備して頂きたいと思っております。(身体)	
移動支援を使える事業所はたくさんあるが、夕方以降や休日に対応している所が少なく感じる。その上、男性介助者の希望となると手配が難しい。もっと気軽に予約でき外出がしやすければ良いと思う。(身体)	
日曜日に利用できる日中一時支援が少ない。(身体)	
預かりの場所がなかった。学校が終わったあとは親の役目。(知的)	
自分たちで預かりの場所を作ったりしていた。(知的)	
子どもが大人になった私たちからすると今のサービスはかなり充実していると思う。(知的)	
他の会員の事例だが、その会員が亡くなる前に、精神障がいのある息子が生活保護を受けながら一人暮らしを始めた。週2回訪問看護が入って、課題であった服薬についても改善し、段々落ち着いてきた。その後、家族との仲も落ち着いてきた。(精神)	



(3) 福祉用具利用支援の充実	
団体からの意見	現状・課題整理
タムスで車椅子など補装具が作れるようになれば良いと思います。千葉リハは遠いしお金も時間もかかる。身体的な負担も大きいです。(身体)	・身近な地域で負担なく補装具の判定を受けることができる環境整備が必要である。
遠方の療育センターに通っているが整形〜リハビリ〜装具作成までの一連の診療が市内で受けられるような体制を作してほしい。	
タムス浦安病院で補装具の判定ができるようになったのはありがたいが、判定の流れについて、時間短縮ができるのではないかと。今は、①最初に県の判定員・市職員・補装具業者・本人と保護者で話し合う。②次に医師・県の判定員・市職員で話し合う。となっているが、①②を分ける必要があるのか。同時にできれば、時間短縮になり、枠が増えるのではないかと(今は1日3枠程度)。(身体)	
ストーマ用装具の購入費助成制度の継続と助成額の増額をして欲しい。(身体)	
ストーマ用装具の給付の継続と基準額を上げて欲しい。(身体)	

(4) 日中活動の場の充実	
団体からの意見	現状・課題整理
数日間、もしくは数時間でもいいから預かってくれるサービスがほしい。(知的) 市外(施設)からの一時帰宅者。	・送迎サービスを実施する日中活動の場の充実を図る必要がある。 ・学校卒業後の習い事等を受けることができる日中活動の場が不足している。
送り迎えができるのであれば大丈夫かもしれない。(精神・知的)	
こどもの頃は療育を習い事感覚で続けていたが、18歳以上になるとなくなってしまうため、卒業した後に参加できる習い事のようなものがあるとよい。(精神・知的)	
「ソーシャルサポートセンター」は初めて知った。(精神)	

(5) 地域生活への移行の推進と多様な住まいの場の確保	
団体からの意見	現状・課題整理
市内の短期入所は複数あるが、「施設」という雰囲気のところよりも、一軒家を活用しているアットホームな雰囲気のところの方が本人も利用しやすいようだ。(精神・知的)	・重度障がいのある人も入居できるグループホームが不足している。 ・障がい特性や利用ニーズを踏まえたグループホームの整備が必要がある。 ・本入居を視野に入れたグループホームの体験利用ができる仕組みづくりが必要である。 ・将来を見据え、グループホーム入居前の生活訓練の場が必要である。 ・市内に限定してグループホームを整備するのではなく、利用ニーズに応じて整備を進める必要がある。 ・希望するグループホームに入居できるよう、入居に係る相談支援の充実が必要である。 ・障がいのある人が自ら望む生活を送ることができるよう、退居後も視野に入れた日中サービス支援型グループホームの充実を図る必要がある。 ・重度障がい者も利用できる介護包括支援型及び日中サービス支援型のグループホームの整備促進が必要である。
東野のGHに入っていて2年たつが、次に入れるグループホームがない。(精神・知的)	
住まいについては個別の事情がある。(精神・知的)	
少しずつでよいので整備を進めてほしい(精神・知的)	
通過型ができたときに受け皿がなかった、今もない。(精神・知的)	
九州に、障がい者同士の夫婦が入れるグループホームがあるので、市内でもそういったグループホームができてほしい。(身体)	
将来を見据えた生活の場の提供があると良い。グループホームの前段階で、通勤寮のような短期間で金銭管理などの生活訓練ができる場所があると良い。(精神・知的)	
自閉症は慣れが必要。体験、通過は「すべてが変化」なのでうまくいかないのではないかと。体験して次につなぐのがうまくいかないと意味がない。(精神・知的)	
希望としては終の棲家を探したい。体験するのであれば終の棲家を体験したい。(精神・知的)	
グループホームの体験は、お泊り感覚ができる方じゃないと難しいのではないかと。(精神・知的)	
グループホームの体験することになると、それに伴ってほかのサービスの調整も考えないといけないので大変になる。ハードル高いかもしれない。(精神・知的)	
子どもたちの今後の住まい等について不安を感じる。(精神・知的)	
近場において、民間の通所サービスであれば、浦安市外に入居しても問題ない。(精神・知的)	
通過型グループホームの支援員が障がい特性などを把握しているので、親がいろいろな施設を調べるのではなく、支援員が相性などを鑑みて次のGHを探してほしい。(精神・知的)	
通過型グループホームの職員が、次のグループホーム探しに参加しないと意味がない。関わらないともったいない。一番情報をもっているのに。(精神・知的)	
通過型グループホームに3年間住まわせるだけでは意味がないのではないかと。(精神・知的)	
今すぐ困っている人はどうしたら良いか。市内にグループホームができるのを待っているべきか、市外のサービスを利用するか。(精神・知的)	
「この施設を試したい」から体験するのであって、通過型のGHに体験は必要あるのか。(精神・知的)	
子どもにいろいろ行かせて「いやだ、もう行かない」となるのが一番不安。(精神・知的)	
親を頼りにしている当事者が多いと感じている。親離れしていない。(精神)	

確実に一緒に行ってくれる人が手伝ってくれないと生活するのは難しい。(身体)
現在は親兄弟が元気で本人と自宅で過ごしているが、家族の状況が変化し自宅での介護が難しくなった時のことを考えると不安である。安心して本人を託せる施設やグループホームが身近に欲しい。(身体)
定期的に確実にショートステイが利用出来る所が必要。送迎付きで東部療育センターのような医療機関と連携できていると安心。お泊まり慣れしておくとする将来的に本人も楽だと思えます。(身体)
医療に対応した重症心身障がい者のグループホームを整備してほしい。(身体)
グループホーム待機者のアンケートが届いたが、本人の意思に基づいて回答するようになっている。親の気持ちと本人の気持ちが乖離している場合もある(親は介護が大変で、余裕のあるうちにグループホームに入ってほしいと思うが、本人は自宅が良くグループホームにそこまで入りたくないわけではないなど)。それぞれへのアンケートをしてほしい。(身体)
たとえば外部ヘルパー型のグループホームに入居したとして、今ヘルパーが不足している状況なので、本人に必要な時にヘルパーの支援が入れないことがあった場合は生活できなくなってしまう。それならば、世話人が固定で支援してくれる形の方が安心。(身体)
地域移行は達成されているのか。(精神・知的)

(6) 福祉人材の確保・育成支援	
団体からの意見	現状・課題整理
外部ヘルパー型のグループホームの場合、既に人材不足でヘルパーを手配することが難しいと思う。(精神・知的)	・ヘルパー等の福祉人材が不足しており、利用ニーズに応じたサービスを受けることができていない。
現状として、(支援者の不足だったり、事業所が無かったり)受けたいサービスを受けられていない状況がある。(身体)	

施策の方向3 保健・医療の充実	
(1) 障がいの原因となる疾病等の予防・早期発見	
団体からの意見	現状・課題整理

(2) 医療・保健・福祉の充実と連携強化	
団体からの意見	現状・課題整理
市内の病院で透析できる病院が少ない。順天堂や東京ベイは入院しないと透析できず、通院で透析できるのは駅前クリニックの1か所だけ。(身体)	・市内には透析のできる医療機関が少なかったり、障がいのある人を診察・治療できる医療機関も求められていることから、地域の医療体制の充実に努める必要がある。
生活面を支えてくれる信頼できる相談機関や医療機関を誘致してほしい。(精神・知的)	
千葉リハに整形、眼科、歯科、ボトックス、PTで通院している。年金や障害支援区分の診断書も書いてもらっています。市内で各診療が受けられると良いと思う。歯科が出来て良かったです。(知的)	

施策の方向4 子どもへの支援の充実	
(1) 就学前療育・教育の充実	
団体からの意見	現状・課題整理
障がい児や医療的ケア児をもつ家庭が声をあげることが難しく、取り残されている家庭は少なくないのが現状です。この問題は、複合的な問題であるため、母子保健課や保育幼稚園課、教育委員会など、関連部局と緊密な連携を取り、サポート体制を構築して頂きたい。(身体)	・医療的ケア児のいる家庭は、医療や保育、教育、福祉などの狭間で孤立し、悩みを抱えることも多いことから、関係機関と連携を図りながら、支援体制を整備する必要があります。
保育園では、障がいのあるこどもとそうでないこどもが今は別々になっている。一緒に過ごせるようになってほしい。「交流」ではなく、当たり前隣にいる環境をつくってほしい。(知的)	

(2) 就学後療育・教育の充実	
団体からの意見	現状・課題整理
医療的ケアが必要な重症心身障害児は利用できる施設(放課後等デイサービス)がない。(身体)	・医療的ケア児を支援できる放課後等デイサービスが不足しているため、サービスの充実に努める必要がある。 ・就学の選択肢を広げ、個に応じたニーズに対応するため、県立特別支援学校の誘致に向けて取り組みを進める必要がある。
船橋の特別支援学校に通っているが、医療的ケアが必要なので親も付き添っている。帰りまで学校で待っている。市川の放課後等デイサービスは船橋の特別支援学校までの送迎はできないので、保護者がおこなっている。働きたくても働けないのに、送迎のガソリン代の負担が大きい。市からのガソリン代の補助は月2,000円程度なので、生活も苦しい。(身体)	
医療的ケアが必要であることから、住んでいる地域の学校や事業所に通えていないので、地域とのつながりはない。何かあった時も、地域の方に助けてもらえないと諦めている。(身体)	

(3) 就学・進学相談の充実	
団体からの意見	現状・課題整理
進路について、関係機関は本人と家族の希望に寄り添って欲しいと願う。(身体)	・特別な教育的支援を必要とするこども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、本人や保護者の希望を尊重しながら進路選択ができるよう、相談体制の充実を図る必要がある。
進路を考える時に、当事者の意思を尊重してくれていないと感じる。(身体)	
地域で通える学校を探したくてまなびサポートに相談しても、支援学校の話しかされず、最初から選択肢がないような状況。(知的)	

(4) ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の充実	
団体からの意見	現状・課題整理
教職員の対応により児童、生徒へ理解を深めてもらう(その場での実践)。(精神・知的)	・こども一人ひとりの教育的ニーズや支援内容を記録して家族や関係機関が情報を共有するための「サポートファイル」の活用が図られるよう、利用ニーズを踏まえながら、現在の「サポートファイル」の見直しを行う必要がある。
(サポートファイル) 情報を埋められなかった。情報の更新に精いっぱい、情報の記録に追いつかない。(精神・知的)	
(サポートファイル) 書かなくても4月になるといろいろな更新で用紙を書かなければいけない。(精神・知的)	
(サポートファイル) 生活に手一杯で書いていられなかった。(精神・知的)	
(サポートファイル) 「見せてほしい」と言われる機会がなく、必要性を感じなかった。(精神・知的)	
(サポートファイル) 親の育児記録みたいになっているので情報の引き継ぎ書としては役不足。(精神・知的)	
(サポートファイル) 誰が活用するのかが不明。(精神・知的)	
(サポートファイル) 支援者や学校の先生にもアンケートをしてほしい。(精神・知的)	
(サポートファイル) 学校には学校の書式があり、そこで情報を管理しているので、サポートファイルは必要ないのではないか。(精神・知的) →場所によって必要な情報が違うので、ニーズのミスマッチが起きている。	

### 施策の方向5 雇用・就労支援の推進

#### (1) 就労支援体制の充実と障がい者雇用の促進

団体からの意見	現状・課題整理
個々の障がいのできる仕事があるのではないかと。(身体)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労相談や職場開拓、職場実習支援、職場定着支援、離職者支援などを行う就労支援センターの機能の充実を図るとともに、必要な人に障がい者就労に関する情報が提供されるよう、就労支援センターの周知啓発を行う必要がある。</li> <li>・引き続き、市では、障がいのある人の雇用を行うとともに、市役所内に設置したワークステーションにおいて、知的障がいや精神障がいのある人の雇用拡大に努める必要がある。</li> <li>・障がい者雇用の実態として、障がい種別により雇用の格差がある。このことから、障がい種別ごとの雇用実績等を踏まえながら、障がいのある人の雇用拡大を図る必要がある。</li> <li>・障害者優先調達法に基づく市の優先調達方針により、市及び関係機関からの発注の促進に努めるとともに、定期的な販売の機会や販路の拡大を図るなどして、障がいのある人の賃金及び工賃向上に努める必要がある。</li> <li>・障がいのある人は継続して就労することができるよう、権利擁護センターは、企業に対し障がい特性や障がいのある人の理解を促進する必要がある。</li> </ul>
本人の頭の中と行動が一致しないため動きも鈍ってきていること、自分自身が自覚できないことを、直接関わる他の社員に理解してほしいと思う。(精神)	
障がい者の雇用率について、障害種別ごとに出してほしい。(身体)	
公共機関での障がい者の採用枠拡大。(精神・知的)	
法定雇用率未達企業への支援(経済的支援だけでなく、好事例の紹介やジョブトレーナーの配置など具体策を)。(精神・知的)	
本人の特性に合わせたきめ細かい就労支援。(精神・知的)	
就労支援センターの職員数が少ない。もっと手厚く対応してほしい。(知的)	
転職は難しい。(精神・知的)	
大東コーポレートでは手話ができる人を採用しており、耳が聞こえない人も働いている。他の会社も大東コーポレートを参考にしてほしい。(身体)	
就労先での行動について指導ができる方、相談機関を増やしてほしい。(精神・知的)	
親が就労先を探さなければならない。相談できる場所を案内してほしい。(知的)	
賃金の問題で、本人のモチベーションにつながらない。(精神・知的)	
図書館の仕事は音声PCを使ってできる仕事があるのではないかと。(身体)	
就労に関して、どこに相談したら良いかわからない。(精神・知的)	
初めて耳が聞こえない人を採用した時に、会社がどのように対応すればよいかわからないことがあるため、会社への周知啓発も大事になってくる。(身体)	
普通校に入った場合に障がい者就労に関する情報がなかなか入ってこない。(知的)	
普通校の先生から「親御さんがやってください」と言われるケースもある。(知的)	
「いちされん」などの就労に関する相談先は相談したくても枠がいっぱいだとわかってしまう。職業訓練も都内の方が進んでいて、充実している。近隣市のほかに都内の企業情報や、履歴書や面接の練習・就労後のフォローなど、就労支援センターの充実を図ってほしい。(精神・知的)	
ものによってはルートがあって、特別支援学校を卒業しないと就職できないということがある。そういった規制を緩和してほしい。(知的)	
重度障がい者等就労支援特別事業のおかげで就職への一縷の望みができた。(身体)	
ストーマ用装具を使用しているため、就労できる場所が限られる。(トイレのそばで短時間勤務に限定される)(身体)	
障がい者就労について、企業への理解を促進してほしい。(身体)	

就労場所の選択が少ないと感じる。(精神・知的)

## (2) 福祉的就労の促進

団体からの意見	現状・課題整理
障がい者が働ける場所(就労継続支援A型・B型等)について情報提供や周知が必要だと思う。(身体)	・障がいのある人は、働ける場所についての情報が少ないことや、自分に合った仕事を選べるほどの仕事が無い。 ・「浦安はたらく場福祉マップ」を配布し、学生の進路選択のひとつとして活用すべきである。
少人数の事業所となると利用者同士の相性も関係してくる。(精神・知的)	
自分のこどもに合った仕事を選べる状況ではない。選ぶのではなく「空いているから入る」という感じ。(精神・知的)	
支援学校に入っていれば、学校側から情報提供があるが、自分で全部やらないといけない親は大変。(知的)→地域生活支援部会で「はたらく場福祉マップ」を作成している。普通校(高等学校)にも配布するとよいかも。 (知的)	
「はたらく場福祉マップ」中学校や高校に配布・周知するとよいかも。(知的)	
「はたらく場福祉マップ」ホームページにあっても存在を知らないとたどりつけない。(知的)	
「はたらく場福祉マップ」現物をいろいろな人の目の届くところに置いておくとういよいかも。(知的)	

## 施策の方向6 生活環境の整備

### (1) 安全・安心に暮らすことができる防災体制の強化

団体からの意見	現状・課題整理
(防災について)個々に会員で話したことはない。(精神)	・災害時において、障がいのある方は、どのような避難行動を取ればよいか理解が進んでいないことから、個別避難計画の作成過程を通じて、周知啓発を図る必要がある。 ・自治会加入率が低い中で、要配慮者が安全に避難できるよう、災害時を想定した関係者による防災訓練を実施することにより、災害発生後から福祉避難所の開設・運営までの具体的な手順を確認できるようにする。また防災訓練は定期的に行う必要がある。 ・災害発生時に停電した場合の医療機器等の確保・維持のため、非常用発電機及び蓄電池などの設備に努める必要がある。 ・福祉避難所等における避難生活では、要配慮者の不安を取り除くとともに、ニーズを把握するためには、情報を確実に伝達したり、コミュニケーションを確保することが重要となる。またパニック等の際に落ち着くためのスペースを確保するなど、環境への配慮が必要である。 ・障がい特性により避難所における避難生活を送ることが困難な方がいる中で、避難所で生活することは選択肢のひとつに過ぎず、自宅とその周辺の安全が確保できる状況であれば、在宅避難も避難方法のひとつとして検討する必要がある。 ・福祉避難所においては、要配慮者のニーズを把握し、適切に対応できるよう手話通訳者や要約筆記者などの人材や福祉用具等の確保を図り、情報保障に努める必要がある。 ・自主防災組織や民生委員などの避難支援等関係者に対し、障がいや障がいのある方への理解を深める取り組みを進める必要がある。 ・災害の状況によって、インフラが使用できなくなった際の、要配慮者に対する情報提供の手段を決めておく必要がある。 ・福祉避難所を運営する施設管理者と連携し、当該施設が福祉避難所として機能し、要配慮者が避難生活を送るうえで良好な生活環境を確保するための必要な備品等の備蓄を行う必要がある。
災害時、自分達では何もできない。(身体)	
火事が起きた時、だれからも声を掛けられず、全員避難していることにされていた。(身体)	
自治会をやめてしまっている人も多いのではないかと。(身体)	
視覚障がい者の個人情報の取り扱いは難しい(身体)	
透析の関係で、停電が不安。長期の停電だと病院も透析患者に対応しきれないので。もっと透析のできる病院を増やしてほしい。(身体)	
避難所は障がいのある人にとって大変厳しい環境。普段と違う場所に適応すること・音に対する敏感さ、こだわりなど、一般の人には理解するのが難しい。平常時からそのような人たちがいるという知識をもってもらえるような働きかけが大切。(精神・知的)	
東日本大震災の時に、給水に行くのが大変だったと聞いた。障がい者のいる世帯には優先で対応してもらえるか、難しければ、給水に並んでいる間に、障がいのあるこどもたちを見てもらえる場所や人を設置してもらえると良いと思う。(精神・知的)	
避難場所に不安を感じる。(知的)	
大きな声を出してしまうことが不安。(知的)	
災害発生時の情報提供について放送で行うことを手話と文章の両方でも行ってほしい。(身体)	
特定の場所に行けば、災害情報が入手できるようにしてほしい。(身体)	
避難場所等に不安を感じる。一般の人と一緒にというのがむずかしいので、別で受付を設ける等してほしい。(精神・知的)	
避難場所に行くことがまず気が進まない。なるべく自宅にいたい。(精神・知的)	
福祉避難所にだれが避難するのか、どうやって避難所で支援を受けるのか。(精神・知的)	
災害のメールについて、障がいのある方がいるご家庭のメーリングリストがあればよいのではないか。(精神・知的)	
開設した連絡がすぐ来ようような体制を福祉版で作ってほしい。(精神・知的)	
災害時の避難場所や避難場所までの移動方法が決まっていると安心。(身体)	
会員は家族と暮らしている方がほとんどだが、家族が不在の時もあると思う。(身体)	
避難場所では障がいのある人のための場所(バリアフリー、落ち着いた環境)があると良い。(身体)	
市からの情報も受け取りやすくしてほしい。(身体)	
東日本大震災後の計画停電の際、人工呼吸器の使用者につき市役所より数時間後に計画停電に入ると事前に電話連絡があった。呼吸器の使用は夜間のみを為影響はなかったが、マンションのエレベーターが動かなくなる事を知る事が出来、車いすユーザーの息子はその時間帯に外出せず自宅に留まることができた。今夏も計画停電の可能性があるので、市役所に事前に情報が入れれば移動困難者へ知らせただけだと助かる。(身体)	
災害時の個別支援計画の作成を進めてほしい。(身体)	

蓄電池の購入補助については大変助かりました。感謝申し上げます。避難計画については、策定されると伺っていますが、具体的な動きはまだ伝わってきていません。避難計画も含め、今後、新しい問題が出てきたときには、機動的・柔軟な対応を継続していただきたいと思います。（身体）
災害時の避難計画について、自治会レベルまで落としてほしい。地域の人には理解してもらい、災害発生時に協力してほしい。（身体）
災害時など緊急事態に備えて、ストーマ装具を備蓄してほしい。（身体）
長期の避難や断水・停電の時にストーマ用装具の不足が不安である。（身体）
ストーマ用装具について、個人で備蓄する一方で、公共施設にも備蓄してほしい。（身体）
ストーマ用装具について、個々で必要なものが異なる（ストーマ用装具は、人によって大きさが違う）（身体）
東野パティオに災害用として備蓄しているストーマ用装具関連の衛生用グッズの中に、ストーマ用装具を切るための鋏を用意してほしい。（身体）
避難生活が長くなると、ストーマ用装着部がかぶれるので、装着部を洗うためのシャワーや入浴支援が必要である。（身体）
オストメイト対応の小型のポータブルトイレの備えなどを行政にお願いしたい。（身体）
東野パティオ内の防災倉庫に、オストメイト用トイレを4台備蓄しているが、今後も台数を増やせると良いと思う。（身体）

(2) 安全・安心に暮らすことができる防犯体制の強化	
団体からの意見	現状・課題整理

(3) 歩行空間・公共施設等のバリアフリーの推進	
団体からの意見	現状・課題整理
浦安駅近くのスクランブル交差点、特にUFJ銀行側の歩道の勾配がきつく車いすユーザーにとっては体が倒れそうになり安全に交差点を渡り終えるのが難しい。（身体）	・安全で快適なやさしい道路環境を整備するため、バリアフリー法や千葉県福祉のまちづくり条例に基づき、道路のバリアフリー化を推進する必要がある。

## 施策の方向7 自立と社会参加の促進

(1) こころ豊かに過ごすことのできる余暇活動の推進	
団体からの意見	現状・課題整理
母親とともにコンサート、旅行をしている方もいる。（精神）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・18歳以上の障がい者は、スポーツなどの活動の機会が少ないことから、身近な場所で障がいのある方が、希望するスポーツや文化・芸術活動等に、気軽に参加できるような環境の整備が必要である。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症の影響により、活動に参加しにくい中で、障がいのある方が希望する活動に参加できるよう、環境の整備が必要である。</li> <li>・障がいのある方が、希望する活動に参加できるよう、移動支援等の外出支援の充実を図る必要がある。</li> </ul>
18歳以降の余暇活動の支援策を増やしてほしい。（精神・知的）	
スポーツでなくても、バランスボールを使ったりストレッチやヨガだけでも充分なので、そういった場所がほしい。（精神・知的）	
親も年齢が上がり外出するのが難しくなってくるので、キャンプなどの宿泊もあると良い。（精神・知的）	
軽度の方は公民館で活動できるが、重度の方は自分たちで企画するしかない。（知的）	
重度の方は社会参加の機会がなかなかない。（知的）	
一般の方もいるイベントには、不安なので同行する。（知的）	
外出自粛により、社会参加自体が難しくなっている。（精神・知的）	
気疲れしてしまっただけで参加する気にならない。（精神・知的）	
日中一時支援のプログラムは大変助かっている。（知的）	
市外、県外でのイベントは参加が難しいので、市内でイベントが継続してあるとよい。（精神・知的）	
習い事の延長でよいので、なにか続けられるものがあるとよいと思う。（精神・知的）	
企画されることは聞くが、中止になったり、単発だったりする。「慣れ」が一番大切なので、継続して開催してほしい（精神・知的）	
親がいると親の方に来てしまっただけでなかなか活動に集中できない。（精神・知的）	
保護者同伴は保護者に負担がかかることもある。16歳以上で保護者同伴はハードルが高い。（精神・知的）	
駐車場料金が割引されるようになったがインターホンを使わないと割引できないため、解決してほしい。（身体）	
外出がままならないので、障がいのある方がまちにでることが少ない。（精神・知的）	
集団生活なので、お出かけは控えてくださいと言われてしまう（精神・知的）	
バス・鉄道に乗車する時に、手帳を毎回見せるのが手間であり抵抗もある。また手帳をなくしてしまうのではないかと不安もある。（身体）	
コロナの影響により、障がいのある方などの枠の中に入っている人は外出自粛を求められている。（精神・知的）	

**(2) 自主的活動の促進**

団体からの意見	現状・課題整理
親自身の高齢化が進み、企画するのもあまり気が進まない。(知的)	
ある意味障がい者グループのイベントの方が安心して参加できる。(知的)	
会としての活動はできていないが、ほとんどの会員がデイサービス等に通っており、特に要望等は出ていない。(身体)	
保護者が「やらないこども」と「やらせたい大人(スタッフ等)」の板挟みになってしまう。(精神・知的)	
市内にどのような障がい福祉団体があるのかわからない。広報などでの周知が必要だと思う。(身体)	
知的・精神でそれぞれ親の会はある。(身体)	
公共施設にろう者が集まれる場所を作ってほしい。その場所で情報交換や手話学習などを行っていききたい。(身体)	

**その他**

過去の関連計画・理念・条例などにおいては、障がいへの理解は概ね適当であり、取り組むべき課題の設定がなされているように思います。しかしながら、政策実務レベルにおいては計画には適切に反映されておらず、明らかな乖離が見られることがあるのではないのでしょうか。例えば、当事者や当事者家族の意向を最も尊重すべきものの一つとして掲げられているものの、実際には意向の聞き取りさえ十分に行われないうまま、市が策定した方針に従うしかない場面があります(例えば、紙おむつの給付等)。そのため、当事者や当事者家族の生活実態とはかけ離れた支援内容や、不足する内容が散見されると感じています。「障がい」と一言で言っても、その種類や生活実態は多種多様です。まずは、アンケート調査もしくは各事業所訪問などを通して、様々な障がい・年代の当事者および当事者家族の生活実態を把握して頂きたいと思います。すばらしい計画や理念を設定しても、それを実現する努力がなされていないのでは「絵に描いた餅」ではないのでしょうか。(知的)
当事者に不利なことが起こる場合は事前に説明してほしい。(身体)
教員や障がい福祉の担当職員が人事異動などで代わると、一から戻ってしまう。引継ぎがなく、今まで積み重ねてきたことが変わってしまう。(身体)
当事者の意向を確認し、くみ取る姿勢を示してほしいと考えます。行政が「良かれ」と考えて進める施策が、当事者のニーズや思いとかけ離れている事例はままあるのが現状だと感じます。行政側に様々な制約があることは承知していますが、ひとつひとつの政策において、当事者の意向確認を徹底していただくことを望みます。(身体)
政策検討の前提となる基礎的統計(市内の障がい児・者、医療的ケア児・者の数など)の整備を、関係当局と連携して早急に進めて頂きたいと思います。(身体)
当事者と行政の間には、同じ問題を見ていても、理解や感じ方、考え方に相当の距離があると思います。行政担当者は問題を検討する際、一面的な理解や前例踏襲のアプローチに留まらず、柔軟に対応して頂きたいと思います。とくに当事者の声に耳を傾けることは重要です。当事者としても関わっていききたいと考えていますので、このようなヒアリングを今後も継続して頂けると幸いです。(身体)
障がい者福祉計画の策定にあたり、「市内に何人の重度障がいのある方・医療的ケアが必要な方がいて、必要な支援がどのくらい不足しているから、この数を整備する」というところまで落としこんでほしい。(身体)
障がい者福祉計画の策定にあたり、状況は個々に違うので、一人ひとりに合ったものを計画にしてほしい。(身体)
政策をつくる上で、実際の生活を見に来てほしい。(身体)
アンケートの実施にあたっては、社会調査士に見てもらった方が良いと思う。サポートファイルのアンケートでも、ダブルバーレルになっている項目があるので、回答しづらい。(身体)
アンケートについて、上から目線に感じるような、回答する側のことを考えていない項目がある。(身体)
アンケートについて、回答者からしたら、傷つく文言もある。たとえば「訓練」などという文言は良い気持ちはしない。(身体)
アンケートを作成する上では、当事者にも見てもらった方が良いと思う。(身体)
団体に属していない方や、団体の活動に來られない方、どのサービスも使っていない・使えていない方の意見も聞いた方が良いと思う。(身体)
市川保健所は遠い。浦安にもできてほしい。(精神)
東野パティオの窓口について(身体)
東野パティオの荷物を置くスペースについて(身体)
東野パティオでの食事について(身体)
東野パティオの設備について(身体)
東野パティオの待ち合わせ場所、車の置き場所について(身体)
東野パティオで自転車が行ける道が分かりにくいいため、わかりやすい表示を作ってほしい。(身体)
その他困りごと(身体)
裏切られた気持ちになる。信用度が落ちる。(身体)
新型コロナウイルスのワクチン接種について(知的)

障推第1586号

令和4年9月21日

各市町村自立支援(総合支援)協議会会長 様

千葉県健康福祉部障害者福祉推進課長

(公印省略)

第八次千葉県障害者計画策定に係る意見聴取について(依頼)

本県の障害福祉行政につきましては、日頃格別の御高配をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、このたび、現行の第七次千葉県障害者計画の計画期間が令和5年度に終了することを踏まえ、次期計画策定の参考とするため、関係団体等の皆様に御意見を伺うこととなりました。

つきましては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条の3の規定により設置されている貴協議会の意見をお伺いしたいので、御多忙中恐縮ですが、別紙留意事項に御留意の上、下記により御回答くださいますようお願いいたします。

記

1 回答方法

協議会の意見を取りまとめ、別添調査票に記入の上、下記担当宛て電子メールで御提出ください。

なお、意見がない場合であっても、その旨を記入の上、御提出ください。

2 回答期限

令和4年12月28日(水)

問合せ先  
千葉県健康福祉部障害者福祉推進課  
共生社会推進室 城本  
TEL : 043-223-2338  
FAX : 043-221-3977  
MAIL : cplan7th@mz.pref.chiba.lg.jp

別紙

## 留 意 事 項

- 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条の3の規定により設置する協議会の御意見をお伺いするものです。
- 2 共同で協議会を設置している市町村においては、事務局等を担当する市町村が代表して意見の取りまとめを行い回答してください。
- 3 意見の取りまとめ方法については、各協議会の実情に応じて対応してください。
- 4 第七次千葉県障害者計画の進捗状況等に関する資料を下記のとおり添付しておりますので、意見を取りまとめる際の参考としてください。

(添付資料)

- ・ 第七次千葉県障害者計画（概要版）
- ・ 第七次千葉県障害者計画 数値目標達成状況管理表



## 第八次千葉県障害者計画策定に係る意見聴取調査票

千葉県健康福祉部障害者福祉推進課(共生社会推進室)御中  
(E-Mail [cplan7th@mz.pref.chiba.lg.jp](mailto:cplan7th@mz.pref.chiba.lg.jp))

提出日	令和4年●月●日
協議会名	浦安市自立支援協議会
共同で協議会を設置している場合、共同している市町村名	
担当者等	所属名: 障がい事業課 担当者名: ●● ●● 電話番号: 047-712-6397 E-Mail: shougaijigyoku@city.urayasu.lg.jp

【設問は以下の2点です。】

### 1 現在の障害者施策で特に課題と考えること及びその理由。

- 入所施設等から地域生活への移行を推進する取り組みについて、医療・福祉人材やグループホームを整備する場の確保等の問題があることから、医療的ケアが必要な方や行動障がいがある方などが入居できるグループホームを整備することが困難な状況となっている。
- 地域における相談支援体制について、核家族化や地域社会とのつながりの希薄化等により、8050問題をはじめ、障がいや貧困などの複合的な課題を抱えている家庭への支援が困難な状況があることから、今後は包括的な相談支援体制を構築することが課題となっている。
- 重度障がいがある方の就労について、雇用側が求める人物像とのミスマッチや、就労するための生活面及び就労定着するための支援が不足していることから、雇用者側の障がいがある方を安心して雇用できるための支援体制を充実させることが課題となっている。
- 障がいのある子どもの支援について、乳幼児期から成人期までの各ライフステージで途切れることなく、一貫した支援を受けることができるよう、取り組みを進めることが課題となっている。

### 2 第八次千葉県障害者計画で特に期待することや取り組んだ方が良いと考える施策及びその理由。

また、県障害者施策についてお気付きの点等ございましたら併せて記載してください。

- 医療的ケアの必要な方や行動障がいのある方などの重度障がい者は、グループホーム等を利用しづらい環境となっている。専門的な人材の育成・確保や運営事業者への側面的

支援を行いながら、重度障がい者が安心して生活を送ることができる体制整備に取り組む必要がある。

※記載量に制限はありませんが、できる限り要点を絞って記載してください。

※整理のため、以下の【記載例】の形式で記載をお願いいたします。

なお、設問いずれかのみでの回答でも結構です。

**【記載例】**

1 現在の障害者施策で特に課題と考えること及びその理由。

〇〇〇について、〇〇〇が支障となっていることから、〇〇〇とすることが課題。

2 第八次千葉県障害者計画で特に期待することや取り組んだ方が良く考える施策及びその理由。

〇〇〇について、〇〇〇であることから、〇〇〇を〇〇〇とするため、〇〇〇に取り組む必要があります。

# 第七次千葉県障害者計画 (概要版)

～ 「障害のある人が地域でその人らしく暮らせる  
共生社会の構築」を目指して ～



千葉県  
令和3年3月

## 障害者計画の目指すもの

### ○千葉県障害者計画とは

「障害者計画」とは障害のある人のための施策に関する最も基本的な計画です。

千葉県では、障害福祉サービスの必要見込量等を示す「障害福祉計画」や、障害児支援の必要見込量等を示す「障害児福祉計画」、さらに「千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例」に規定された「手話等の普及の促進に必要な施策」も含めて「千葉県障害者計画」として策定しています。

### ○千葉県障害者計画の目標

**障害のある人が地域でその人らしく暮らせる共生社会\*の構築**

### ○計画の期間

令和3年度から令和5年度までの3年間

※共生社会

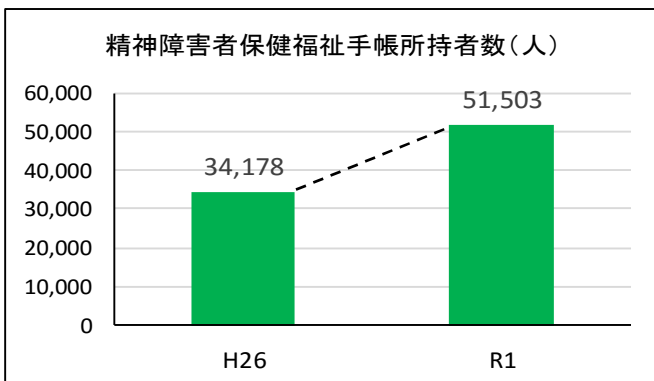
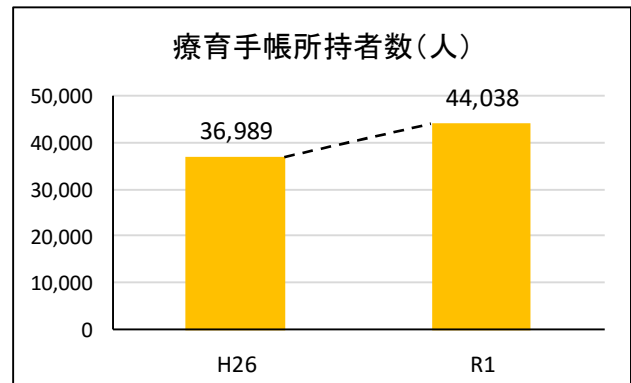
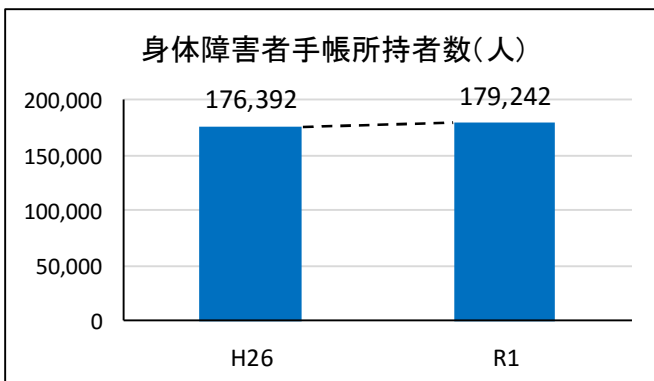
障害のある・なしにかかわらず、誰もが社会の一員としてお互いを尊重し、支え合って暮らす社会

## 本県の障害のある人の状況

9～25ページ

**障害者手帳を持つ人が増加しています。**

(いずれも各年度末の値) 障害者福祉推進課調べ



※療育手帳: 知的障害のある人に交付される手帳



千葉県障害者施策推進協議会の様子

表紙

『みんな なかよし』

平成30年度 障害者週間のポスター

小学生部門

佳作(内閣府)、千葉県知事最優秀賞

長嶋 梨依子 さん

# 今後の施策の方向性

26～42ページ

## 1 入所施設等から地域生活への移行の推進

### 主要な施策

- (1) グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備
- (2) 日中活動の場の充実
- (3) 地域生活を推進するための在宅サービスの充実
- (4) 重度・重複障害のある人等の地域生活の支援
- (5) 入所施設の有する人的資源や機能の活用
- (6) 県立施設の在り方

### 主な取組の方向性

#### ○グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備

地域での住まいの場として、障害のある人が日常生活の支援を受けながら暮らすグループホームの増加に努めるとともに、利用者がより充実した生活ができるように支援の質の向上を図ります。

また、地域生活支援拠点等の制度について周知するとともに、地域移行の可能な人への支援の在り方などを検討し、相談支援事業や障害者グループホーム等支援ワーカー事業を活用して、これまで以上に地域に移行できるよう取り組みます。

#### ○重度・重複障害のある人等の地域生活の支援

重度の強度行動障害のある人について、「暮らしの場支援会議」を中心とした本人に合った暮らしの場へとつなぐ仕組みの創設、民間事業者による受入環境の整備への支援、専門性の高い人材の育成、を大きな柱とした「千葉県重度の強度行動障害のある方への支援システム」を構築し、運営していきます。

『支えあう心』  
令和2年度 障害者週間のポスター  
小学生部門 千葉県知事最優秀賞  
松尾 朋子 さん



### 主な数値目標

項目	元年度実績	3年度目標	4年度目標	5年度目標
グループホーム等の定員(人)	6,428	—	—	8,400
「強度行動障害のある方の支援者に対する研修事業」受講者数(累計)(人)	95	126	142	158

## 2 精神障害のある人の地域生活の推進

### 主要な施策

精神障害にも対応した地域包括ケアシステム※の構築

### 主な取組の方向性

#### ○精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

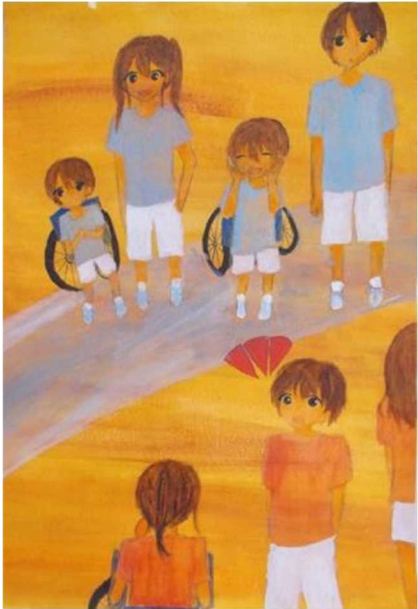
・精神障害のある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村における障害保健福祉の担当部局、保健所、都道府県における精神科医療及び障害保健福祉担当部局等の関係者間の顔の見える関係を構築し、地域の課題を共有化した上で、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の取組を推進します。

・精神科救急医療を確保するため、関係機関との更なる連携やシステム参画医療機関の拡充を図ることなどにより、精神科救急のための空床の確保を推進します。

また、身体合併症を有する患者については、各圏域において、夜間休日を含め24時間365日の救急対応が可能になるよう、精神科を含め複数の診療科がある医療機関の連携を図り、身体合併症患者の受け入れ体制を拡充できるよう働きかけます。

※地域包括ケアシステム  
 住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組み。

『障害者も一緒に楽しく！』  
 2019年度 障害者週間のポスター  
 中学生部門  
 千葉県知事優秀賞  
 北林 桜 さん



### 主な数値目標

項目	元年度実績	3年度目標	4年度目標	5年度目標
市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置状況(箇所)	26	36	46	54
千葉県精神障害者地域移行・地域定着協力病院の指定数(箇所)	25	27	27	27

### 3 障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進

#### 主要な施策

- (1) 障害のある人への理解の促進
- (2) 子どもたちへの福祉教育の推進
- (3) 地域における権利擁護体制の構築
- (4) 地域における相談支援体制の充実
- (5) 手話通訳等の人材育成、手話等の普及促進
- (6) 情報・コミュニケーションバリアフリーのための普及啓発

#### 主な取組の方向性

##### ○障害のある人への理解の促進

パラスポーツフェスタちば<sup>※1</sup>や各種競技体験会において、障害のある人とない人の交流を図り、多くの人を巻き込みながら、共生社会の形成の促進を図ります。また、東京2020パラリンピック競技大会に向けた一連の取組を、そのレガシーとして受け継ぐことができるよう推進していきます。

##### ○地域における相談支援体制の充実

障害を理由とした差別の相談に適切な対応ができるよう、広域専門指導員や地域相談員のより有効な活用方法を検討しつつ、研修等を通じた相談対応力の強化を図っていきます。また、様々な分野の相談にも対応できるよう、広域専門指導員、地域相談員及び市町村の連携に努めます。

**※1**パラスポーツフェスタちば  
障害の有無にかかわらず、パラスポーツの魅力を体験・体感できるイベント。千葉市等と連携し平成28年から開催している。

**※2**障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例(障害者条例)  
障害のある人に対する理解を広げて差別をなくす取り組みを進めることにより、誰もが暮らしやすい地域社会をつくることを目指し、平成18年10月に制定、平成19年7月に施行。

**※3**障害者差別解消法  
障害を理由とする差別の解消を推進し、共生する社会の実現に資することを目的として平成25年6月に成立、平成28年4月1日から施行された。正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。



障害者条例<sup>※2</sup>・障害者差別解消法<sup>※3</sup>のPR活動

#### 主な数値目標

項目	元年度実績	3年度目標	4年度目標	5年度目標
共生社会という考え方を知っている県民の割合(%)	38	—	—	50
障害者差別解消支援地域協議会を設置した市町村数(市町村) <sup>※</sup> 共同設置を含む	40	45	50	54

## 4 障害のある子どもの療育支援体制の充実



### 主要な施策

- (1) 障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実
- (2) 障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化
- (3) 地域における相談支援体制の充実
- (4) 障害のある子どもへの医療・福祉サービスの充実
- (5) 障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実



### 主な取組の方向性

#### ○障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実

乳幼児期から学校卒業までライフステージを通じて一貫した療育支援を受けられるよう、児童発達支援センター※<sup>1</sup>を中核とした地域における療育支援体制の充実に取り組みます。

#### ○障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化

在宅で暮らす障害のある子どもやその家族が身近な地域で支援を受けられるよう、また、家族が問題を抱え込むことのないよう、居宅介護（ホームヘルプ）、訪問看護、短期入所※<sup>2</sup>、訪問相談、訪問療育支援、訪問診療相談を充実するなど在宅支援機能の強化が必要です。



### 主な数値目標

項目	元年度実績	3年度目標	4年度目標	5年度目標
児童発達支援センター設置市町村数(市町村)※共同設置を含む	22	—	—	54
短期入所事業所数(障害のある子どもを受け入れる事業所)(箇所)	120	136	144	152

#### ※<sup>1</sup>児童発達支援センター

施設の有する専門的機能を生かし、地域の障害のある子どもやその家族への相談、障害のある子どもを預かる施設への援助・助言を併せて行う地域の中核的な療育支援施設。

#### ※<sup>2</sup>短期入所

普段介護を行う人が病気で介護できない等の場合に、施設への短期間の入所により、入浴、排せつ及び食事の介護その他の支援を行う。

『私の世界の本』  
2019年度 障害者週間のポスター  
中学生部門  
千葉県知事最優秀賞  
林 菜々美 さん





## 5 障害のある人の相談支援体制の充実

### 主要な施策

- (1) 地域における相談支援体制の充実
- (2) 地域における相談支援従事者研修の充実
- (3) 障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化

### 主な取組の方向性

#### ○地域における相談支援体制の充実

地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センター※について、その設置市町村は令和2年4月現在において22市町村にとどまっていることから、設置を更に促進する必要があります。

#### ○地域における相談支援従事者研修の充実

全ての人が障害の特性に応じた相談支援が受けられるよう、専門コース別研修等により相談支援専門員等の専門性の向上に取り組むとともに、主任相談支援専門員研修を実施し、地域の相談支援における指導的立場にある相談支援専門員の確保に努めます。

※基幹相談支援センター  
 地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的・専門的な相談支援(身体障害、知的障害、精神障害)、地域の相談支援体制の強化の取組、地域移行・地域定着の促進の取組及び権利擁護・虐待防止を総合的に行う施設。市町村又は市町村から委託を受けた団体が設置できる。

『ちがくても、助け合おう。』  
 平成30年度 障害者週間のポスター  
 中学生部門  
 千葉県知事優秀賞  
 森山 莉子 さん



### 主な数値目標

項目	元年度実績	3年度目標	4年度目標	5年度目標
基幹相談支援センター設置市町村数(市町村)※共同設置を含む	22	—	—	44
相談支援専門員の養成数(人)	410	600	600	600

## 6 障害のある人の一般就労※1の促進と福祉的就労※2の充実

### 主要な施策

- (1) 就労支援・定着支援の体制強化
- (2) 障害者就業・生活支援センターの運営強化
- (3) 障害のある人を雇用する企業等への支援
- (4) 支援機関や関係機関のネットワークの構築及び情報共有化
- (5) 福祉施設等で生産活動・福祉的就労を行う障害のある人の賃金（工賃）向上への取組の推進
- (6) 障害のある人の自らの価値観に基づいた働き方の選択を尊重した支援

### 主な取組の方向性

#### ○就労支援・定着支援の体制強化

障害のある人の一般就労を促進するため、就労移行支援事業所※3の充実等、支援体制の強化を図ります。また、就労定着支援事業※4の実施に当たっては、関係機関が連携して障害のある人の就労定着に取り組むことが必要であり、連携や事業実施のあるべき姿について就労定着事業所や関係機関等に周知を図ります。

#### ○福祉施設等で生産活動・福祉的就労を行う障害のある人の賃金（工賃）向上への取組の推進

障害者就労施設への発注の拡大に向け、企業や自治体等からの発注に対応する共同受注窓口や、県内の就労施設等の情報をインターネットで提供する「チャレンジド・インフォ・千葉」等を通じて、受注先のマッチングを図ります。



チーバくん

#### ※1一般就労

雇用契約を結んで企業へ就職する通常の雇用形態を指す。一般就労では労働基準法や最低賃金法が適用される。

#### ※2福祉的就労

通常の事業所に雇用されることが困難な障害のある人が障害者総合支援法に基づき、支援を受けながら就労すること。

#### ※3就労移行支援事業

一般就労への移行に向けて、作業や実習、適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援を行う事業。

#### ※4就労定着支援事業

一般就労へ移行した障害のある人について、就労の継続を図るために必要な連絡調整や指導・助言等を行う事業。

### 主な数値目標

項目	元年度実績	3年度目標	4年度目標	5年度目標
就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者の一般就労への移行者数(人)	1,013	1,160	1,234	1,307
就労継続支援B型事業所の平均工賃月額(円)	15,215	15,215	16,107	17,000

## 7 障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実



### 主要な施策

- (1) 地域の支援施設等のみでは支援が困難な障害に対する支援の推進
- (2) 通所サービスだけでは支援が困難な障害に対する支援の推進
- (3) 重度・重複障害のある人の負担軽減の推進
- (4) ひきこもりに関する支援の推進
- (5) 矯正施設からの出所者等に対する支援の推進



### 主な取組の方向性

#### ○地域の支援施設等のみでは支援が困難な障害に対する支援の推進

- ・発達障害  
千葉市、我孫子市に専門的支援拠点として千葉県発達障害者支援センター（CAS）を設置し、各ライフステージに応じた電話・窓口による相談支援や、各分野の関係者への研修等を行っています。
- ・高次脳機能障害※  
県内4箇所支援拠点を設置し、機能回復・社会復帰に向けた訓練、就労支援、情報発信、研修等による支援普及を行っています。また、千葉県千葉リハビリテーションセンターに高次脳機能障害支援センターを設置し、より専門的な支援を実施しています。

#### ○重度・重複障害のある人の負担軽減の推進

重度心身障害のある人の健康・福祉の増進と医療費の負担の軽減を図るため、国民健康保険法等に基づく保険による医療給付の自己負担額の助成を実施しています。

従来身体障害者手帳1級、2級いずれかの手帳所持者、療育手帳A、㊤いずれかの手帳所持者に加え、令和2年8月から精神障害者保健福祉手帳1級所持者を制度の対象に加えました。



※高次脳機能障害  
病気や事故などが原因で脳が損傷されたことにより、言語・注意・記憶・遂行機能・社会的行動などに障害が生じ、社会適応に困難を示している状態。



千葉県発達障害者支援センター（CAS）



### 主な数値目標

項目	元年度実績	3年度目標	4年度目標	5年度目標
発達障害者支援センター運営事業 実利用見込者数(人)	1,157	1,200	1,200	1,200
医療的ケアが行える短期入所事業者数(箇所)	28	34	37	40

## 8 様々な視点から取り組むべき事項



### 主要な施策

- (1) 人材の確保・定着
- (2) 高齢期に向けた支援
- (3) 保健と医療に関する支援
- (4) スポーツと文化芸術活動に対する支援
- (5) 住まいとまちづくりに関する支援
- (6) 暮らしの安全・安心に関する支援
- (7) 障害のある人に関するマーク・標識の周知



### 主な取組の方向性

#### ○人材の確保・定着

障害のある人のニーズ、障害特性に応じたサービスが提供できる体制を整えるため、社会福祉士、介護福祉士、ホームヘルパー等の人材養成に努め、必要となる人材の確保を図るとともに、資質向上に努めます。

#### ○スポーツと文化芸術活動に対する支援

東京2020パラリンピック競技大会の開催を契機として、障害者スポーツの競技人口の増加や認知度の向上を図るため、障害者スポーツの競技団体の整備や、競技体験会等の開催への助成等を行います。

#### ○障害のある人に関するマーク・標識の周知

障害のある人に関する各種マークは、バリアフリー等に対応したルールや障害のある人への支援の必要性等を伝えるものであると同時に、障害のある人への理解を促す「心のバリアフリー」につながるものです。

本県では「ヘルプマーク」を表示した「ヘルプカード」や「ストラップ型ヘルプマーク」を作成し、その普及・啓発を図っています。



#### 巡回歯科診療車（ビーバー号）

施設や在宅の障害のある人や子どもに対し、定期的な歯科健診や歯科保健指導を実施しています。



#### ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病の人、又は妊娠初期の人など、外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている人が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです。

計画の推進体制として、本県における障害者施策を総括する千葉県障害者施策推進協議会の下に、障害のある人及びその家族を含む民間の委員で構成する千葉県総合支援協議会を「第七次千葉県障害者計画策定推進本部会」（以下「策定推進本部会」という。）として設置しています。

計画は、年度ごとの「取組の方向性」の進捗状況、「数値目標」の達成状況及び障害福祉サービス等の提供状況等について、策定推進本部会で評価・検討を行った上で、千葉県障害者施策推進協議会に報告し、同協議会の意見を踏まえ、PDCA（企画・実施・評価・見直し）の観点から効率的な事業の推進を図りつつ、必要に応じ計画の見直しを行います。

## 障害福祉サービス等の必要見込量等

（第六期障害福祉計画、第二期障害児福祉計画）

県全体及び各障害保健福祉圏域別に、必要な障害福祉サービスの見込量等を示します。障害福祉サービスの確保のための施策については、この見込量を踏まえて推進します。

### ＜県全体の主なサービス量の見込み＞

#### 居宅介護※1

令和元年度実績	6,682実人/月	
令和5年度見込	8,030実人/月	伸び率120%

#### 共同生活援助（グループホーム）

令和元年度実績	5,301実人/月	
令和5年度見込	7,786実人/月	伸び率147%

#### 放課後等デイサービス※2

令和元年度実績	8,788実人/月	
令和5年度見込	12,769実人/月	伸び率145%

#### 『ヘルプマークを守ろう』

令和2年度 障害者週間のポスター 中学生部門  
千葉県知事最優秀賞  
遠藤 美来 さん



#### ※1居宅介護

居宅における介護（入浴、排泄及び食事等）、家事（調理、洗濯及び掃除等）、並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行う。

#### ※2放課後等デイサービス

障害のある子どもに対して、学校の授業終了後又は休日において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流を促進する児童福祉法に基づくサービス。



チーバくん

## 千葉県健康福祉部障害者福祉推進課

〒260-8667 千葉市中央区市場町 1-1

TEL 043-223-2338 FAX 043-221-3977

この冊子は概要版です。第七次千葉県障害者計画の全文は以下のアドレスに掲載しています。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/shoufuku/7-keikaku/7-keikaku.html>

(全文の冊子を希望される方は、障害者福祉推進課まで御連絡ください。)

(評価)  
 A ……目標値の100%以上の達成率  
 B ……目標値の80%以上100%未満の達成率  
 C ……目標値の60%以上80%未満の達成率  
 D ……目標値の30%以上60%未満の達成率  
 E ……目標値の30%未満の達成率

第七次千葉県障害者計画 数値目標 達成状況管理表

令和4年11月17日(木)第3回自立支援協議会  
 議題3資料4 第八次千葉県障害者計画策定に係る意見聴取について

数値目標 番号	主要施策	基本施策	担当課	項目	単位	元年度 (実績)	3年度 (目標)	3年度 (実績)	4年度 (目標)	4年度 (実績)	5年度 (目標)	5年度 (実績)	評価	成果の状況等 (3年度・コメント)	成果の状況等 (4年度・コメント)	成果の状況等 (5年度・コメント)	
1-1	1入所施設等から地域生活への移行の推進	(1)グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備	障害福祉事業課	グループホーム等の定員	人	6,428	—	調査中	—	—	8,400	—	—				
1-2			障害福祉事業課	施設入所者の地域生活への移行者数	人	88	64	調査中	64	—	64	—	—				
1-3			障害福祉事業課	施設入所者数	人	4,449	—	調査中	—	—	4,395	—	—				
1-4			障害福祉事業課	地域生活支援拠点等が整備されている市町村数※共同設置を含む	市町村	14	—	24	—	—	54	—	—	新たに10市町において整備された。			
1-5			障害福祉事業課	地域生活支援拠点等の機能の充実に向けた検証及び検討を実施した市町村数	市町村	—	54	54	54	—	54	—	A	拠点等の整備を含めた検証及び検討は全市町村において実施されている。			
1-6			(2)日中活動の場の充実	障害福祉事業課	地域活動支援センター設置市町村※共同設置を含む	市町村	54	54	調査中	54	—	54	—	—			
1-7			(3)地域生活を推進するための在宅サービスの充実	健康福祉指導課	日常生活自立支援事業利用者数	人	1,497	1,700	1,664	1,800	—	1,900	—	B	概ね目標に達している。		
1-8				障害福祉事業課	短期入所事業者数	箇所	216	246	285	261	—	276	—	A	短期入所事業者数は目標である246箇所を39箇所上回る285箇所の実績となった。		
1-9				障害福祉事業課	障害福祉サービスに対する指導監査結果の関係自治体との共有回数	回	随時	1	1	1	—	1	—	A	障害者総合支援法に基づく行政処分を行い、関係自治体へ情報共有を行った。		
1-10			(4)重度・重複障害のある人等の地域生活の支援	障害福祉事業課	「強度行動障害のある方の支援者に対する研修事業」受講者数(累計)	人	95	126	123	142	—	158	—	B	概ね目標は達成できた。		
1-11			(5)入所施設の有する人的資源や機能の活用	障害福祉事業課	指定障害者支援施設の必要定員総数	人	4,619	4,619	調査中	4,619	—	4,559	—	—			
1-12				障害福祉事業課	地域生活支援拠点等が整備されている市町村数※共同設置を含む【1-4再掲】	市町村	14	—	24	—	—	54	—	—	新たに10市町において整備された。		
2-1		(1)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	障害者福祉推進課	精神障害のある人の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数	日	—	316	調査中	316	—	316	—	—				
2-2			障害者福祉推進課	精神病床における65歳以上の1年以上長期入院患者数	人	4,042	3,590	3,582	3,138	—	2,687	—	A	入院患者の高齢化が進んでいるため、高齢の入院患者の地域移行について対策を検討する。			

第七次千葉県障害者計画 数値目標 達成状況管理表

(評価)  
 A ……目標値の100%以上の達成率  
 B ……目標値の80%以上100%未満の達成率  
 C ……目標値の60%以上80%未満の達成率  
 D ……目標値の30%以上60%未満の達成率  
 E ……目標値の30%未満の達成率

数値目標 番号	主要施策	基本施策	担当課	項目	単位	元年度 (実績)	3年度 (目標)	3年度 (実績)	4年度 (目標)	4年度 (実績)	5年度 (目標)	5年度 (実績)	評価	成果の状況等 (3年度・コメント)	成果の状況等 (4年度・コメント)	成果の状況等 (5年度・コメント)	
2-3	2精神障害のある人の地域生活の推進		障害者福祉推進課	精神病床における65歳未満の1年以上長期入院患者数	人	2,843	2,552	2,376	2,262		1,972		A	病院・障害福祉サービス事業所・行政等の連携を図り、地域移行支援に取り組む。			
2-4			障害者福祉推進課	精神病床における3か月時点の早期退院率	%	70 (H29)	70	67.8	70		70		B	精神病床における3か月時点の早期退院率を上げるために、家族支援等の推進に取り組む。			
2-5			障害者福祉推進課	精神病床における6か月時点の早期退院率	%	83 (H29)	84	82.2	85		86		B	精神病床における6か月時点の早期退院率を上げるために、ピアサポーターを活用し、地域移行に取り組む。			
2-6			障害者福祉推進課	精神病床における1年時点の退院率	%	89 (H29)	90	89.4	91		92		B	精神病床における1年時点の退院率を上げるために、ピアサポーターの活用や住まいの確保支援に取り組む。			
2-7			障害者福祉推進課	地域の精神保健医療体制の基盤整備量	利用者数	—	1,104	1,841	1,578		2,052		A	各種取組により目標を上回る基盤整備量になった。			
2-8			障害者福祉推進課	市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置状況	箇所	26	36	42	46		54		A	協議の場の設置状況は42市町村になった。			
2-9			障害者福祉推進課	精神病床における退院患者の退院後の行き先(在宅)	人	699	700	560	701		702		B	それぞれのニーズに合った支援を情報提供できるよう保健・医療・福祉の連携に取り組んだ。			
2-10			障害者福祉推進課	精神病床における退院患者の退院後の行き先(障害者施設)	人	43	44	16	45		46		D	それぞれのニーズに合った支援を情報提供できるよう保健・医療・福祉の連携に取り組んだ。			
2-11			障害者福祉推進課	精神病床における退院患者の退院後の行き先(介護施設)	人	52	53	84	54		55		A	それぞれのニーズに合った支援を情報提供できるよう保健・医療・福祉の連携に取り組んだ。			
2-12			障害者福祉推進課	千葉県精神障害者地域移行・地域定着協力病院の指定数	箇所	25	27	25	27		27		B	地域移行・地域定着に協力的な病院を適切に認定していく。			
2-13			障害者福祉推進課	地域移行・地域生活支援事業の実ピアサポーター活動箇所数	箇所	11	13	8	14		15		C	ピアサポーターの活動箇所数の拡大に取り組む。			
3-1			(1)障害のある人への理解の促進	障害者福祉推進課	共生社会という考え方を知っている県民の割合	%	38	—	42.2	—		50		—	緩やかに増加しており、今後も共生社会について周知していく。		
3-2				障害者福祉推進課	障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例に関する周知・啓発活動の回数	回	1,490	1,490	1,985	1,490		1,490		A	目標を大きく上回る実績となった。今後も障害者条例等の認知率向上のため、周知・啓発活動に努める。		



第七次千葉県障害者計画 数値目標 達成状況管理表

(評価)  
 A ……目標値の100%以上の達成率  
 B ……目標値の80%以上100%未満の達成率  
 C ……目標値の60%以上80%未満の達成率  
 D ……目標値の30%以上60%未満の達成率  
 E ……目標値の30%未満の達成率

数値目標 番号	主要施策	基本施策	担当課	項目	単位	元年度 (実績)	3年度 (目標)	3年度 (実績)	4年度 (目標)	4年度 (実績)	5年度 (目標)	5年度 (実績)	評価	成果の状況等 (3年度・コメント)	成果の状況等 (4年度・コメント)	成果の状況等 (5年度・コメント)	
3-3	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(2)子どもたちへの福祉教育の推進	健康福祉指導課	福祉教育推進員養成研修の修了者数	人	38	40	50	40		40		A	修了者数が増加し、目標を達成できた。			
3-4		(3)地域における権利擁護体制の構築	障害福祉事業課	虐待防止アドバイザー派遣数	回	16	17	7	17		17		D	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、施設へのアドバイザーの派遣が困難となったため、目標を下回った。今後、オンラインの活用など、派遣方法の見直しを行い、増加を目指す。			
3-5			障害者福祉推進課	職員対応要領を策定した市町村数	市町村	46	49	48	52		54		B	目標を下回る実績となった。今後も未策定の市町村に働きかけを行っていく。			
3-6		(4)地域における相談支援体制の充実	障害者福祉推進課	障害者差別解消支援地域協議会を設置した市町村数※共同設置を含む	市町村	40	45	47	50		54		A	目標を上回る実績となった。今後も未設置の市町村に働きかけを行っていく。			
3-7		(5)手話通訳等の人材育成、手話等の普及促進	障害者福祉推進課	手話通訳者・要約筆記実養成講習修了見込者数	人	45	56	43	56		56		C	手話通訳養成の最終課程で受講者、修了率共に伸び悩んだことからR3年度実績は目標値を下回った。			
3-8			障害者福祉推進課	盲ろう者向け通訳・介助員実養成講習修了見込者数	人	18	18	4	18		18		E	R3年度実績は目標値に達しなかったが、今後も引き続き事業の周知に取り組む。			
3-9			障害者福祉推進課	手話通訳者・要約筆記派遣実利用見込件数	件	369	412	219	412		412		D	R3年度実績は目標値に達しなかったが、今後も引き続き事業の周知に取り組む。			
3-10			障害者福祉推進課	盲ろう者向け通訳・介助員派遣実利用見込件数	件	1,524	1,526	1,658	1,526		1,526		A	R3年度実績が目標値を上回った。今後も引き続き事業の周知に取り組む。			
3-11			障害者福祉推進課	点訳・朗読奉仕員の養成人数と研修回数										A	(養成人数の評価)	(養成人数の評価)	(養成人数の評価)
			障害者福祉推進課	養成人数	人	41	46	55	46		46		A	点訳奉仕員36名、音訳奉仕員19名で計55名の奉仕員を養成し、目標を達成しました。			
			障害者福祉推進課	研修回数	回	2	2	2	2		2		A	点訳、音訳それぞれ1回の研修を実施し、目標を達成しました。			
3-12		障害者福祉推進課	失語症者向け意思疎通支援者実養成講習修了見込者数	人	22	50	19	50		50		D	令和3年度は19名が研修を修了した。				
4-1	(1)障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実	障害福祉事業課	児童発達支援センター設置市町村数※共同設置を含む	市町村	22	—	33	—		54		—	令和元年度から2事業所の開設があり、圏域における共同設置を含めた設置市町村数は増加した。				

第七次千葉県障害者計画 数値目標 達成状況管理表

(評価)  
 A ……目標値の100%以上の達成率  
 B ……目標値の80%以上100%未満の達成率  
 C ……目標値の60%以上80%未満の達成率  
 D ……目標値の30%以上60%未満の達成率  
 E ……目標値の30%未満の達成率

数値目標 番号	主要施策	基本施策	担当課	項目	単位	元年度 (実績)	3年度 (目標)	3年度 (実績)	4年度 (目標)	4年度 (実績)	5年度 (目標)	5年度 (実績)	評価	成果の状況等 (3年度・コメント)	成果の状況等 (4年度・コメント)	成果の状況等 (5年度・コメント)	
4-2	4障害のある子ども療育支援体制の充実		障害福祉事業課	児童発達支援事業所数	箇所	439	530	607	560		590		A	令和元年度から168事業所の開設があり、目標以上の事業者数を達成した。			
4-3			障害福祉事業課	医療型児童発達支援事業所数	箇所	8	増加を 目指します	8	増加を 目指します		増加を 目指します		E	現状維持となった。			
4-4			障害福祉事業課	放課後等デイサービス事業所数	箇所	669	760	862	800		840		A	令和元年度から193事業所の開設があり、目標以上の事業者数を達成した。			
4-5			障害福祉事業課	保育所等訪問支援事業所数	箇所	59	80	122	85		90		A	令和元年度から63事業所の開設があり、目標以上の事業者数を達成した。			
4-6			障害福祉事業課	ライフサポートファイルの実施市町村数	市町村	48	—	52	—		54		—	令和元年度から4市町が追加された。			
4-7			(2)障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化	障害福祉事業課	短期入所事業所数(障害のある子どもを受け入れる事業所)	箇所	120	136	調査中	144		152		—			
4-8				障害福祉事業課	居宅介護事業所数(障害のある子どもを受け入れる事業所)	箇所	787	840	915	870		900		A	既に目標値を達成している。		
4-9			(3)地域における相談支援体制の充実	障害福祉事業課	障害児等療育支援事業実施見込箇所数	箇所	60	50	57	50		50		A	目標を上回る事業所数となった。		
4-10				障害福祉事業課	療育支援コーディネーターの配置人数	人	7	増加を 目指します	7	増加を 目指します		増加を 目指します		E	現状維持となった。		
4-11			(4)障害のある子どもへの医療・福祉サービスの充実	障害福祉事業課	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置市町村数※共同設置を含む	市町村	21	—	31	—		54		—	令和元年度の実績から設置数が10増加し、圏域での設置を含め、24市7町に22の協議会が設置済みである。		
4-12				障害福祉事業課	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数	箇所	24	—	32	—		30		—	目標値を上回る増となった。		
4-13				障害福祉事業課	主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数	箇所	28	—	40	—		37		—	目標値を上回る増となった。		
4-14				障害福祉事業課	医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	17	30	34	40		60		A	令和3年度目標値を上回って配置があった。		
4-15				障害福祉事業課	障害児入所施設数	箇所	17	18	18	17		17		A	令和3年4月に新規開設があった。		

(評価)

- A ……目標値の100%以上の達成率
- B ……目標値の80%以上100%未満の達成率
- C ……目標値の60%以上80%未満の達成率
- D ……目標値の30%以上60%未満の達成率
- E ……目標値の30%未満の達成率

第七次千葉県障害者計画 数値目標 達成状況管理表

数値目標 番号	主要施策	基本施策	担当課	項目	単位	元年度 (実績)	3年度 (目標)	3年度 (実績)	4年度 (目標)	4年度 (実績)	5年度 (目標)	5年度 (実績)	評価	成果の状況等 (3年度・コメント)	成果の状況等 (4年度・コメント)	成果の状況等 (5年度・コメント)	
4-16	4障害のある子ども療育支援体制の充実		障害福祉事業課	福祉型障害児入所施設入所定員	人	288	288	288	268		268		A	目標の定員を維持している。			
4-17			障害福祉事業課	医療型障害児入所施設入所定員	人	588	588	588	588		588		A	目標の定員を維持している。			
4-18			(5)障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実	特別支援教育課	幼・小・中・高等学校等において、園・学校が個別の指導計画の作成を必要と思う児童等のうち、実際に個別の指導計画が引継ぎに活用された児童等の割合	%	—	74.4	70.7	77.5		80.6		B	学習指導要領に基づき、特別支援学級在籍及び通級による指導を受けている児童生徒はもとより、通常の学級に在籍し計画を必要とする児童生徒に対する計画の作成と積極的な活用についても指導助言した。		
4-19			特別支援教育課	幼・小・中・高等学校等において、園・学校が個別の教育支援計画の作成を必要と思う児童等のうち、実際に個別の教育支援計画が引継ぎに活用された児童等の割合	%	—	71.4	70.4	75.1		78.8		B	学習指導要領に基づき、特別支援学級在籍及び通級による指導を受けている児童生徒はもとより、通常の学級に在籍し計画を必要とする児童生徒に対する計画の作成と積極的な活用についても指導助言した。			
4-20			特別支援教育課	特別支援教育に関する校内研修実施率	%	77.0	80.0	81.6	83.0		86.0		A	新型コロナウイルス感染症対策等の影響により、実績数値が減少したと思われる。引き続き、小・中・高等学校等の特別支援教育の推進に向け、研修の充実を図っていく。			
4-21			特別支援教育課	特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状保有率	%	92.7	93.5	93.1	94.3		95.0		B	特別支援学校教諭免許状の保有率は、令和2年度より上昇している。継続して、特別支援学校に勤務する全ての者が特別支援学校教諭免許状を取得するように働きかけた。			
4-22			特別支援教育課	特別支援学校のセンター的機能を主として担当する分掌・組織の設置率	%	100	100	100	100		100		A	コロナウイルス感染症の影響が考えられるが、県立特別支援学校において、障害のある子供の教育についての相談対応件数は5000回を超えた。また、小中高校等からの研修会依頼等を含め、地域の特別支援教育のセンターとしての機能を発揮した。			
5-1			(1)地域における相談支援体制の充実	障害福祉事業課	計画相談支援従事者数	人	1,093	1,150	1,271	1,200		1,250		A	既に目標値を達成している。		
5-2		障害福祉事業課	特定相談支援事業所所在市町村数	市町村	46	—	48	—		54		—	目標値の達成に向け概ね順調に推移している。				
5-3		障害福祉事業課	一般相談支援事業所所在市町村数	市町村	36	—	37	—		54		—	新たに1市において整備された。				

第七次千葉県障害者計画 数値目標 達成状況管理表

(評価)  
 A ……目標値の100%以上の達成率  
 B ……目標値の80%以上100%未満の達成率  
 C ……目標値の60%以上80%未満の達成率  
 D ……目標値の30%以上60%未満の達成率  
 E ……目標値の30%未満の達成率

数値目標 番号	主要施策	基本施策	担当課	項目	単位	元年度 (実績)	3年度 (目標)	3年度 (実績)	4年度 (目標)	4年度 (実績)	5年度 (目標)	5年度 (実績)	評価	成果の状況等 (3年度・コメント)	成果の状況等 (4年度・コメント)	成果の状況等 (5年度・コメント)
5-4	5障害のある人の相談支援体制の充実		障害福祉事業課	千葉県相談支援アドバイザー派遣事業									—	(アドバイザー配置数の評価)	(アドバイザー配置数の評価)	(アドバイザー配置数の評価)
		障害福祉事業課	アドバイザー配置数	人	37	—	37	—			40		—	これまでと同数にとどまっている。		
		障害福祉事業課	アドバイザー派遣件数	件	3	12	1	12			12		E	新型コロナウイルス感染症の影響等により1件にとどまった。		
5-5		障害福祉事業課	基幹相談支援センター設置市町村数※共同設置を含む	市町村	22	—	30	—			44		—	目標値の達成に向け概ね順調に推移している。		
5-6		障害福祉事業課	発達障害者支援センター相談件数(地域相談支援機関での相談を含む)	件	17,057	—	12,360	—			16,000		—	一部の市町村において算定誤りがあり実績としては減少となっている。		
5-7		障害福祉事業課	発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数見込数	件	297	—	304	—			400		—	新型コロナウイルス感染症の影響等により若干の増加にとどまった。		
5-8		障害福祉事業課	発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発件数見込数	件	128	—	153	—			400		—	新型コロナウイルス感染症の影響等により25件の増加にとどまった。		
5-9		障害福祉事業課	発達障害者支援地域協議会の開催回数	回	2	3	0	3			3		E	新型コロナウイルス感染症の影響等により不開催となった。		
5-10		(2)地域における相談支援従事者研修の充実	障害福祉事業課	計画相談支援従事者数【5-1再掲】	人	1,093	1,150	1,271	1,200		1,250		A	既に目標値を達成している。		
5-11		障害福祉事業課	相談支援専門員の養成数	人	410	600	340	600			600		D	受講定員の変更はないが、新型コロナウイルス感染症の影響等により修了者数が減となった。		
5-12	障害福祉事業課	相談支援専門コース別研修事業											E	(受講者数の評価)	(受講者数の評価)	(受講者数の評価)
	障害福祉事業課	受講者数	人	231	400	70	400			480		E	開催回数の減により、受講者数が減となった。			
	障害福祉事業課	研修開催回数	回	4	5	2	5			6		D	予算の制約により開催回数が2回となった。			

第七次千葉県障害者計画 数値目標 達成状況管理表

(評価)  
 A ……目標値の100%以上の達成率  
 B ……目標値の80%以上100%未満の達成率  
 C ……目標値の60%以上80%未満の達成率  
 D ……目標値の30%以上60%未満の達成率  
 E ……目標値の30%未満の達成率

数値目標 番号	主要施策	基本施策	担当課	項目	単位	元年度 (実績)	3年度 (目標)	3年度 (実績)	4年度 (目標)	4年度 (実績)	5年度 (目標)	5年度 (実績)	評価	成果の状況等 (3年度・コメント)	成果の状況等 (4年度・コメント)	成果の状況等 (5年度・コメント)	
5-13		(3)障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化	障害福祉事業課	医療的ケア児等コーディネーター養成研修の修了者数(累計)	人	103	—	167	—	—	140	—	—	平成30年度、令和元年度、令和3年度を合計した研修修了者数は実績のとおり。令和2年度実績がなかったため、令和元年度から令和3年度にかけての累計数の増加は限定的である。			
6-1	6障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実	(1)就労支援・定着支援の体制強化	障害福祉事業課	福祉施設利用者の一般就労への移行実績	人	1,046	1,188	調査中	1,258	—	1,329	—	—				
6-2			障害福祉事業課	就労移行支援事業の一般就労への移行実績	人	797	917	調査中	977	—	1,037	—	—				
6-3			障害福祉事業課	就労継続支援A型事業の一般就労への移行実績	人	114	129	調査中	137	—	144	—	—				
6-4			障害福祉事業課	就労継続支援B型事業の一般就労への移行実績	人	102	114	調査中	120	—	126	—	—				
6-5				障害福祉事業課	一般就労へ移行する者のうち、就労定着支援事業を利用する者の割合	%	—	—	調査中	—	—	70	—	—			
6-6				障害福祉事業課	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所の割合	%	45.4	—	調査中	—	—	70	—	—			
6-7				障害福祉事業課	就労移行支援事業の利用者数	人	2,908	3,199	調査中	3,344	—	3,490	—	—			
6-8				障害福祉事業課	就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者の一般就労への移行者数	人	1,013	1,160	調査中	1,234	—	1,307	—	—			
6-9				産業人材課	障害者高等技術専門校の就職率	%	79.5	80	83.8	80	—	80	—	A	就職者が前年度比で9名増加し、就職率は目標値を上回った。		
6-10				産業人材課	委託訓練受講者の就職率	%	46.1	55.0	50.4	55.0	—	55.0	—	B	就職者が前年度比で22名増加し、就職率も増加したものの、目標の92%に留まった。		
6-11				障害福祉事業課	福祉施設から公共職業安定所へ誘導する福祉施設利用者数	人	1,525	1,731	調査中	1,834	—	1,937	—	—			
6-12				障害福祉事業課	福祉施設から障害者就業・生活支援センターへ誘導する福祉施設利用者数	人	537	610	調査中	646	—	682	—	—			

(評価)

- A ……目標値の100%以上の達成率
- B ……目標値の80%以上100%未満の達成率
- C ……目標値の60%以上80%未満の達成率
- D ……目標値の30%以上60%未満の達成率
- E ……目標値の30%未満の達成率

第七次千葉県障害者計画 数値目標 達成状況管理表

数値目標 番号	主要施策	基本施策	担当課	項目	単位	元年度 (実績)	3年度 (目標)	3年度 (実績)	4年度 (目標)	4年度 (実績)	5年度 (目標)	5年度 (実績)	評価	成果の状況等 (3年度・コメント)	成果の状況等 (4年度・コメント)	成果の状況等 (5年度・コメント)
6-13	6障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実		障害福祉事業課	福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職する者の数	人	379	431	調査中	456		482		—			
6-14			産業人材課	従業員43.5人以上規模の企業で雇用される障害のある人の数	人	11,677	13,610	12,294.5	14,690		15,860		B	令和3年3月の法定雇用率2.3%への引き上げに伴い対象事業所が拡大したにもかかわらず、前年度比で521.5人増加したものの、目標の90%に留まった。		
6-15			産業人材課	従業員43.5人以上規模の企業で雇用される精神障害のある人の数	人	1869.5	2,960	2212.5	3,720		4,680		C	令和3年3月の法定雇用率2.3%への引き上げに伴い対象事業所が拡大したにもかかわらず、前年度比で234.5人増加したものの、目標の75%に留まった。		
6-16			産業人材課	障害者雇用率を達成した公的機関の割合	%	81.6	100	82.8	100		100		B	令和3年3月の法定雇用率引き上げに伴い2.6%(教育委員会は2.5%)となったことから、各機関において障害者の採用に努め、前年度を1ポイント上回ったものの、目標達成とならなかった。		
6-17		(2)障害者就業・生活支援センターの運営強化	障害福祉事業課	障害者就業・生活支援センター登録者の就職件数	件	684	835	調査中	864		894		—			
6-18			障害福祉事業課	障害者就業・生活支援センター登録者のうち精神障害のある人の就職者の職場定着率	%	78.0	75.0	調査中	75.0		75.0		—			
6-19		(3)障害のある人を雇用する企業等への支援	産業人材課	企業支援員の支援企業数	社	6,538	7,800	7,163	8,400		9,000		B	新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言発令やまん延防止重点措置に伴い、企業訪問数が減少するなどにより目標を下回った。		
6-20			産業人材課	従業員43.5人以上規模の企業で雇用される障害のある人の数【6-14再掲】	人	11,677	13,610	12,294.5	14,690		15,860		B	令和3年3月の法定雇用率2.3%への引き上げに伴い対象事業所が拡大したにもかかわらず、前年度比で521.5人増加したものの、目標の90%に留まった。		
6-21			産業人材課	従業員43.5人以上規模の企業で雇用される精神障害のある人の数【6-15再掲】	人	1869.5	2,960	2212.5	3,720		4,680		C	令和3年3月の法定雇用率2.3%への引き上げに伴い対象事業所が拡大したにもかかわらず、前年度比で234.5人増加したものの、目標の75%に留まった。		
6-22			(4)支援機関や関係機関のネットワークの構築及び情報共有化	障害福祉事業課	ネットワーク構築のための会議を開催した圏域数	箇所	16	16	調査中	16		16		—		
6-23		(5)福祉施設等で生産活動・福祉的就労を行う障害のある人の賃金(工賃)向上への取組の推進	障害福祉事業課	就労継続支援B型事業所の平均工賃月額	円	15,215	15,215	調査中	16,107		17,000		—			
6-24			障害福祉事業課	就労継続支援A型事業所が条例の基準を満たしている割合	%	44.3	—	調査中	—		100		—			

第七次千葉県障害者計画 数値目標 達成状況管理表

(評価)  
 A ……目標値の100%以上の達成率  
 B ……目標値の80%以上100%未満の達成率  
 C ……目標値の60%以上80%未満の達成率  
 D ……目標値の30%以上60%未満の達成率  
 E ……目標値の30%未満の達成率

数値目標 番号	主要施策	基本施策	担当課	項目	単位	元年度 (実績)	3年度 (目標)	3年度 (実績)	4年度 (目標)	4年度 (実績)	5年度 (目標)	5年度 (実績)	評価	成果の状況等 (3年度・コメント)	成果の状況等 (4年度・コメント)	成果の状況等 (5年度・コメント)	
6-25			障害福祉 事業課	県内官公需実績(県及び市町村)									—	(県発注金額と市町村発注金額の達成率平均値)	(県発注金額と市町村発注金額の達成率平均値)	(県発注金額と市町村発注金額の達成率平均値)	
				県	発注件数	件	285	390	調査中	495		600	—				
					発注金額	千円	17,194	21,000	調査中	25,000		29,000	—				
				市町村	発注件数	件	934	1,026	調査中	1,072		1,118	—				
					発注金額	千円	150,316	166,700	調査中	173,400		181,100	—				
7-1	7障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実	(1)地域の支援施設等のみでは支援が困難な障害に対する支援の推進	障害福祉事業課	発達障害者支援地域協議会の開催回数【5-9再掲】	回	2	3	0	3		3		E	新型コロナウイルス感染症の影響等により不開催となった。			
7-2		障害福祉事業課	発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数見込数【5-7再掲】	件	297	—	304	—		400			—	新型コロナウイルス感染症の影響等により若干の増加にとどまった。			
7-3		障害福祉事業課	発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発件数見込数【5-8再掲】	件	128	—	153	—		400			—	新型コロナウイルス感染症の影響等により25件の増加にとどまった。			
7-4		障害福祉事業課	発達障害者支援センター運営事業											B	(研修等受講者数の評価)	(研修等受講者数の評価)	(研修等受講者数の評価)
		障害福祉事業課	実施見込箇所数	箇所	2	2	2	2		2				A	引き続き県内2か所で事業実施した。		
		障害福祉事業課	実利用見込者数	人	1,157	1,200	1,038	1,200		1,200				B	新型コロナウイルス感染症の影響等により若干の減少となった。		
		障害福祉事業課	研修等受講者数	人	5,113	6,000	5,357	6,000		6,000				B	新型コロナウイルス感染症の影響等により244件の増加にとどまった。		
		障害福祉事業課	相談件数(地域相談支援機関での対応を含む)【5-6再掲】	件	17,057	—	12,360	—		16,000				—	一部の市町村において算定誤りがあり実績としては減少となっている。		
7-5		障害福祉事業課	ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	人	—	103	91	103		113				B	新型コロナウイルス感染症の影響等により目標値と比較すると若干の減少となった。		
7-6	障害福祉事業課	ペアレントメンターの登録者数	人	65	—	60	—		100				—	新型コロナウイルス感染症の影響等により若干の減少となった。			

(評価)

- A ……目標値の100%以上の達成率
- B ……目標値の80%以上100%未満の達成率
- C ……目標値の60%以上80%未満の達成率
- D ……目標値の30%以上60%未満の達成率
- E ……目標値の30%未満の達成率

第七次千葉県障害者計画 数値目標 達成状況管理表

数値目標 番号	主要施策	基本施策	担当課	項目	単位	元年度 (実績)	3年度 (目標)	3年度 (実績)	4年度 (目標)	4年度 (実績)	5年度 (目標)	5年度 (実績)	評価	成果の状況等 (3年度・コメント)	成果の状況等 (4年度・コメント)	成果の状況等 (5年度・コメント)
7-7			障害福祉 事業課	ピアサポートの活動への参加人数	人	—	1,600	528	1,700		1,800		—	一部の市町村において算定誤りがあり実績としては減少となっている。		
7-8		(2)通所サービスだけでは支援が困難な障害に対する支援の推進	障害福祉 事業課	医療的ケアが行える短期入所事業者数	箇所	28	34	調査中	37		40		—			
8-1	8様々な視点から取り組むべき事項	(1)人材の確保・定着	障害福祉 事業課	重度訪問介護従事者の養成(強度行動障害を除く)									A	(養成人数の評価)	(養成人数の評価)	(養成人数の評価)
障害福祉 事業課			養成人数	人	80	80	96	80	80	80	A	既に目標値を達成している。				
障害福祉 事業課			研修回数	回	15	10	29	10	10	10	A	既に目標値を達成している。				
8-2			障害福祉 事業課	同行援護従事者の養成									C	(養成人数の評価)	(養成人数の評価)	(養成人数の評価)
			障害福祉 事業課	養成人数	人	446	500	339	500	500	500	500	C	新型コロナウイルス感染症の影響等により目標値と比較すると減少となった。		
			障害福祉 事業課	研修回数	回	45	30	31	30	30	30	30	A	既に目標値を達成している。		
8-3			障害福祉 事業課	強度行動障害支援者の養成									A	(養成人数の評価)	(養成人数の評価)	(養成人数の評価)
			障害福祉 事業課	養成人数	人	1,203	700	899	700	700	700	700	A	既に目標値を達成している。		
			障害福祉 事業課	研修回数	回	41	20	31	20	20	20	20	A	既に目標値を達成している。		
8-4			障害福祉 事業課	サービス管理責任者の養成(児童発達支援管理責任者も含む)									A	(養成人数の評価)	(養成人数の評価)	(養成人数の評価)
			障害福祉 事業課	養成人数	人	798	800	2,014	800	800	800	800	A	更新研修の開催により養成人数が大幅に増加した。		
			障害福祉 事業課	研修回数	回	1	1	2	1	1	1	1	A	基礎研修に加え更新研修を開催した。		



第七次千葉県障害者計画 数値目標 達成状況管理表

(評価)  
 A ……目標値の100%以上の達成率  
 B ……目標値の80%以上100%未満の達成率  
 C ……目標値の60%以上80%未満の達成率  
 D ……目標値の30%以上60%未満の達成率  
 E ……目標値の30%未満の達成率

数値目標番号	主要施策	基本施策	担当課	項目	単位	元年度(実績)	3年度(目標)	3年度(実績)	4年度(目標)	4年度(実績)	5年度(目標)	5年度(実績)	評価	成果の状況等(3年度・コメント)	成果の状況等(4年度・コメント)	成果の状況等(5年度・コメント)	
8-5	8様々な視点から取り組むべき事項		医療整備課	医師及び看護師の確保定着									A	(貸付けを受けた医師数の評価)	(貸付けを受けた医師数の評価)	(貸付けを受けた医師数の評価)	
			医療整備課	医師修学資金の貸付けを受けた医師数	人	96	168	170	214		269		A	医師修学資金を貸し付けた42名が新たに医師として業務を開始した。			
			医療整備課	養成所等卒業生の県内就業率	%	68.2	—	調査中	—			増加を目指します	—				
			医療整備課	看護職員の離職率	%	12.8(H30)	—	調査中	—			低下を目指します	—				
8-6			健康福祉指導課	福祉・介護人材確保対策事業の事業数	件	171	150	146	150		150		B	新型コロナウイルス感染症の影響により、目標値をやや下回ったが、状況を鑑みながら、引き続き、人材確保に向けた取組を実施していく。			
8-7		(3)保健と医療に関する支援	障害福祉事業課	障害者支援施設及び障害児入所施設の歯科健診実施率	%	85	90	64	95		100		C	84施設のうち54施設が実施し、目標値には至らなかった。			
8-8		(4)スポーツと文化活動に対する支援	生涯スポーツ振興課	障害者スポーツ指導員の養成者数	人	62	72	0	72		72		E	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、各講座は中止となった。			
8-9			生涯スポーツ振興課	障害者スポーツの指導者数	人	814	増加を目指します	849	増加を目指します			増加を目指します	A	千葉県障がい者スポーツ協会が主催する各講座は中止となったが、千葉市や船橋市が講座を実施したため、累計は増加している。			
8-10		(5)住まいとまちづくりに関する支援	公園緑地課	障害者駐車場が整備されている県立公園										A	(公園数の評価)	(公園数の評価)	(公園数の評価)
			公園緑地課	公園数	箇所	13	13	14	14		14		A	1箇所の公園において、障害者駐車場の新規整備を行い、整備済み公園は14箇所となった。			
		公園緑地課	整備率	%	93	93	100	100		100		A	整備率が100%となり、令和4年度の目標を1年早く達成した。				
8-11		公園緑地課	多機能トイレが整備されている県立公園										A	(公園数の評価)	(公園数の評価)	(公園数の評価)	
		公園緑地課	公園数	箇所	12	13	14	13		13		A	2箇所の公園において、多機能トイレの新規整備を行い、整備済み公園は14箇所になった。				
		公園緑地課	整備率	%	80	87	93	87		87		A	整備率が93%となり、令和3年度の目標を上回った。残る1箇所の公園についても整備を進めていく。				

第七次千葉県障害者計画 数値目標 達成状況管理表

(評価)  
 A ……目標値の100%以上の達成率  
 B ……目標値の80%以上100%未満の達成率  
 C ……目標値の60%以上80%未満の達成率  
 D ……目標値の30%以上60%未満の達成率  
 E ……目標値の30%未満の達成率

数値目標 番号	主要施策	基本施策	担当課	項目	単位	元年度 (実績)	3年度 (目標)	3年度 (実績)	4年度 (目標)	4年度 (実績)	5年度 (目標)	5年度 (実績)	評価	成果の状況等 (3年度・コメント)	成果の状況等 (4年度・コメント)	成果の状況等 (5年度・コメント)	
8-12	8様々な視点から取り組むべき事項		交通計画課	主要駅のエレベーター等の設置による段差解消割合	%	95.9	96.3	調査中	97.0		98.0		—				
8-13			住宅課	県営住宅のうちバリアフリー化された住宅数	戸	4,928	5,148	5,172	5,238		5,328		A	計画通り、バリアフリー化された県営住宅を整備した。			
8-14			住宅課	障害者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅登録戸数	戸	492	増加を 目指します	34,660	増加を 目指します		増加を 目指します		A	住宅セーフティネット法に基づき住宅確保要配慮者向け住宅の登録を行った。			
8-15				交通計画課	一定の旅客施設のバリアフリー化段差解消割合	%	95.9	96.3	調査中	97.0		98.0		—			
8-16		(6)暮らしの安全・安心に関する支援	危機政策課	避難行動要支援者名簿に基づく個別計画策定着手市町村数	市町村	42	46	50	50		54		A	目標を達成している状況にあるが、全市町村で早期に個別避難計画の策定に着手がされるよう取り組む。			
8-17				消防課	聴覚・言語機能障害者がスマートフォン等を用いて円滑に119番通報できるシステムを導入している消防本部の割合	%	94	100	100	100		100		A	全ての消防本部にて導入が完了した。		
8-18				健康福祉指導課	日常生活自立支援事業利用者数【1-7再掲】	人	1,497	1,700	1,664	1,800		1,900		B	概ね目標に達している。		

## 障がい者週間における啓発事業について

### 1. 目的

障がいの有無にかかわらずお互いを尊重し合い、ともに生きる「やさしいまち」の実現を目指すとともに、障がいに関する理解の促進を図ること。

### 2. 開催期間

令和4年12月3日～12月9日（毎年）

### 3. 実施内容

〈令和3年度〉

- ・市役所1階市民ホールにて、障がい者虐待、ヘルプマークカード等についてのパネルを展示
- ・当事者からの意見や障がいについての意見を記載した、ヘルプマーク型の紙を貼ったパネルを1回市民ホールに展示（128枚の意見を展示）
- ・庁舎出入口のラッピング（パラリンピック仕様）
- ・庁内放送及び電光掲示板にて、障がい者週間についての周知・啓発を実施
- ・広報うらやすにて、特集ページを掲載

〈令和4年度（予定）〉

- ・中央図書館にて、障がい者団体からいただいた意見等をパネルにし掲示
- ・市役所1階市民ホールにパネルを設置し、ヘルプマーク型の紙に当事者からの意見や障がいについての意見を募集、展示
- ・庁舎出入口のラッピング
- ・庁内放送及び電光掲示板にて、障がい者週間について周知・啓発を実施
- ・広報うらやすにて、特集ページを掲載

### 4. 実施状況（令和3年度）



## パティオショップ 報告書

### ●パティオショップについて

#### 1. 実施内容

障がいに関する理解促進、就労収入の拡大、並びに地域との親睦・交流を目的として、東野パティオ内各事業所及び障がい者福祉センターにおいて製作している食品類（パン、焼き菓子等）や工芸品等の販売を行いました。

#### 2. 日時及び会場

日 時：令和4年10月8日（土） 午前10時～午後3時

会 場：東野地区複合福祉施設（東野パティオ）通所棟1階 地域交流ホール

#### 3. 参加事業所

- ・浦安市障がい者福祉センター
- ・浦安市身体障がい者福祉センター
- ・ふる里学舎浦安デイセンター
- ・浦安市発達障がい者等地域活動支援センター
- ・浦安市ソーシャルサポートセンター
- ・NPO スマイルー（装飾協力）

### ●事前準備（外装）（令和4年9月21日～10月8日）



●事前準備（内装）（令和4年10月7日）



●当日



# 浦安市聴覚障害者協会主催講演会

創立 35 周年記念行事

## 「手話の可能性」

### ～手話が広げてくれた未来～

2018年10月に施行された「浦安市手話言語等の理解及び普及の促進に関する条例」の一環として手話エンターティナーである那須映里氏の講演会を開催いたします。どなたでも参加できますので、皆様、問い合わせの上、ぜひお越しください。

#### 記

【日 時】 2023年1月29日（日）  
14:00-16:00（受付は13:30から）

【会 場】 浦安市美浜公民館 2階集会室

ご来館の際は公共交通機関、自転車や徒歩などをお願いいたします。

- ・京葉線「新浦安駅」徒歩7分・1系統で「浦安警察署」下車
- ・おさんぽバスじゅんかい線で「美浜公民館」下車

【申し込み】 無料 自由参加（事前申し込み不要）

※当日先着順 100名で締め切らせていただきます。

【情報保障】 手話通訳・要約筆記付き

### 講演：那 須 映 里 氏（ろう者）

#### 【プロフィール】

1995年生まれ、家族全員がろう者のデフファミリーとして育つ。

日本大学法学部を卒業後、社会問題を解決するボーダレス・ジャパンに入社。

退職後はデンマークにある Frontrunners に留学し、ろう者のリーダーシップ、組織学について学ぶ。

2020年に帰国。現在はNHK「みんなの手話」出演、その他テレビ出演、国際手話関係、手話表現者、

役者、手話エンターティナーとして、デフアートに関わる様々な舞台、映像に出演するなど多岐にわた

って活動している。2022年フジテレビドラマ『silent』に出演。

問い合わせ先：浦安市聴覚障害者協会事務局

Mail アドレス：urayasudeaf.office@gmail.com FAX 047 (413) 0293

当協会 HP <https://www.urayasudeaf.com/>



共催：浦安市役所障がい福祉課